平成30年分

源　泉　徴　収　税　額　表

この源泉徴収税額表は、平成30年分の給与等について使用するものです。扶養親族等の数の算定方法が変更となっています。詳しくは、20ページの「扶養親族等の数の算定方法」をご覧ください。
なお、平成29年１月以降「税額」は改正されていません。

【復興特別所得税について】
平成25年１月１日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得については、源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収し、源泉所得税の法定納期限までに、源泉所得税と併せて納付しなければならないこととされています。
この税額表の税額には復興特別所得税相当額が含まれています。

◇　給与所得の源泉徴収税額表（月額表）　《１ページ》
◇　給与所得の源泉徴収税額表（日額表）　《８ページ》
◇　賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表　《15ページ》
◇　源泉徴収のための退職所得控除額の表　《17ページ》
◇　課税退職所得金額の算式の表　《17ページ》
◇　退職所得の源泉徴収税額の速算表　《18ページ》
◇　電子計算機等を使用して源泉徴収税額を計算する方法を定める財務省告示（別表第一～別表第三）　《18ページ》
◇　給与所得の源泉徴収税額の求め方　《19ページ》
◇　退職所得の源泉徴収税額の求め方　《23ページ》
◇　納付書の記載のしかた　《25ページ》

（注）この「源泉徴収税額表」は平成29年９月１日現在の所得税法等関係法令の規定に基づいて作成してあります。

【源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納期限】

○　**納期の特例の承認を受けていない場合**
給料や報酬などを支払った月の**翌月10日**

○　**納期の特例の承認を受けている場合**（給与など特定の所得に限ります。）
１月から６月までの分……　**７月10日**
７月から12月までの分……　**翌年の１月20日**

※１　納期限までに、最寄りの金融機関又は所轄の税務署で忘れずに納付してください。
２　上記の10日又は20日が日曜日、祝日などの休日や土曜日に当たる場合には、その休日明けの日が納期限となります。
３　**納期限までに納付がない場合には、加算税や延滞税を負担しなければならないことがあります。**

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）について

社会保障・税・災害対策分野において、行政手続の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が導入されました。
国税のマイナンバー制度に関する情報や法人番号の最新情報については、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】をご覧ください。

国　税　庁
この社会あなたの税がいきている

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

給与所得の源泉徴収税額表（平成30年分）

(一) 月額表（平成24年３月31日財務省告示第115号別表第一（平成29年３月31日財務省告示第95号改正））（～166,999円）

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶養親族等の数								
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	
以上	未満	税額								税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
88,000円未満		0	0	0	0	0	0	0	0	その月の社会保険料等控除後の給与等の金額の3.063％に相当する金額
88,000	89,000	130	0	0	0	0	0	0	0	3,200
89,000	90,000	180	0	0	0	0	0	0	0	3,200
90,000	91,000	230	0	0	0	0	0	0	0	3,200
91,000	92,000	290	0	0	0	0	0	0	0	3,200
92,000	93,000	340	0	0	0	0	0	0	0	3,300
93,000	94,000	390	0	0	0	0	0	0	0	3,300
94,000	95,000	440	0	0	0	0	0	0	0	3,300
95,000	96,000	490	0	0	0	0	0	0	0	3,400
96,000	97,000	540	0	0	0	0	0	0	0	3,400
97,000	98,000	590	0	0	0	0	0	0	0	3,500
98,000	99,000	640	0	0	0	0	0	0	0	3,500
99,000	101,000	720	0	0	0	0	0	0	0	3,600
101,000	103,000	830	0	0	0	0	0	0	0	3,600
103,000	105,000	930	0	0	0	0	0	0	0	3,700
105,000	107,000	1,030	0	0	0	0	0	0	0	3,800
107,000	109,000	1,130	0	0	0	0	0	0	0	3,800
109,000	111,000	1,240	0	0	0	0	0	0	0	3,900
111,000	113,000	1,340	0	0	0	0	0	0	0	4,000
113,000	115,000	1,440	0	0	0	0	0	0	0	4,100
115,000	117,000	1,540	0	0	0	0	0	0	0	4,100
117,000	119,000	1,640	0	0	0	0	0	0	0	4,200
119,000	121,000	1,750	120	0	0	0	0	0	0	4,300
121,000	123,000	1,850	220	0	0	0	0	0	0	4,500
123,000	125,000	1,950	330	0	0	0	0	0	0	4,800
125,000	127,000	2,050	430	0	0	0	0	0	0	5,100
127,000	129,000	2,150	530	0	0	0	0	0	0	5,400
129,000	131,000	2,260	630	0	0	0	0	0	0	5,700
131,000	133,000	2,360	740	0	0	0	0	0	0	6,000
133,000	135,000	2,460	840	0	0	0	0	0	0	6,300
135,000	137,000	2,550	930	0	0	0	0	0	0	6,600
137,000	139,000	2,610	990	0	0	0	0	0	0	6,800
139,000	141,000	2,680	1,050	0	0	0	0	0	0	7,100
141,000	143,000	2,740	1,110	0	0	0	0	0	0	7,500
143,000	145,000	2,800	1,170	0	0	0	0	0	0	7,800
145,000	147,000	2,860	1,240	0	0	0	0	0	0	8,100
147,000	149,000	2,920	1,300	0	0	0	0	0	0	8,400
149,000	151,000	2,980	1,360	0	0	0	0	0	0	8,700
151,000	153,000	3,050	1,430	0	0	0	0	0	0	9,000
153,000	155,000	3,120	1,500	0	0	0	0	0	0	9,300
155,000	157,000	3,200	1,570	0	0	0	0	0	0	9,600
157,000	159,000	3,270	1,640	0	0	0	0	0	0	9,900
159,000	161,000	3,340	1,720	100	0	0	0	0	0	10,200
161,000	163,000	3,410	1,790	170	0	0	0	0	0	10,500
163,000	165,000	3,480	1,860	250	0	0	0	0	0	10,800
165,000	167,000	3,550	1,930	320	0	0	0	0	0	11,100

（二）　　（167,000円～289,999円）

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶養親族等の数								
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	
以上	未満	税額								税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
167,000	169,000	3,620	2,000	390	0	0	0	0	0	11,400
169,000	171,000	3,700	2,070	460	0	0	0	0	0	11,700
171,000	173,000	3,770	2,140	530	0	0	0	0	0	12,000
173,000	175,000	3,840	2,220	600	0	0	0	0	0	12,400
175,000	177,000	3,910	2,290	670	0	0	0	0	0	12,700
177,000	179,000	3,980	2,360	750	0	0	0	0	0	13,200
179,000	181,000	4,050	2,430	820	0	0	0	0	0	13,900
181,000	183,000	4,120	2,500	890	0	0	0	0	0	14,600
183,000	185,000	4,200	2,570	960	0	0	0	0	0	15,300
185,000	187,000	4,270	2,640	1,030	0	0	0	0	0	16,000
187,000	189,000	4,340	2,720	1,100	0	0	0	0	0	16,700
189,000	191,000	4,410	2,790	1,170	0	0	0	0	0	17,500
191,000	193,000	4,480	2,860	1,250	0	0	0	0	0	18,100
193,000	195,000	4,550	2,930	1,320	0	0	0	0	0	18,800
195,000	197,000	4,630	3,000	1,390	0	0	0	0	0	19,500
197,000	199,000	4,700	3,070	1,460	0	0	0	0	0	20,200
199,000	201,000	4,770	3,140	1,530	0	0	0	0	0	20,900
201,000	203,000	4,840	3,220	1,600	0	0	0	0	0	21,500
203,000	205,000	4,910	3,290	1,670	0	0	0	0	0	22,200
205,000	207,000	4,980	3,360	1,750	130	0	0	0	0	22,700
207,000	209,000	5,050	3,430	1,820	200	0	0	0	0	23,300
209,000	211,000	5,130	3,500	1,890	280	0	0	0	0	23,900
211,000	213,000	5,200	3,570	1,960	350	0	0	0	0	24,400
213,000	215,000	5,270	3,640	2,030	420	0	0	0	0	25,000
215,000	217,000	5,340	3,720	2,100	490	0	0	0	0	25,500
217,000	219,000	5,410	3,790	2,170	560	0	0	0	0	26,100
219,000	221,000	5,480	3,860	2,250	630	0	0	0	0	26,800
221,000	224,000	5,560	3,950	2,340	710	0	0	0	0	27,400
224,000	227,000	5,680	4,060	2,440	830	0	0	0	0	28,400
227,000	230,000	5,780	4,170	2,550	930	0	0	0	0	29,300
230,000	233,000	5,890	4,280	2,650	1,040	0	0	0	0	30,300
233,000	236,000	5,990	4,380	2,770	1,140	0	0	0	0	31,300
236,000	239,000	6,110	4,490	2,870	1,260	0	0	0	0	32,400
239,000	242,000	6,210	4,590	2,980	1,360	0	0	0	0	33,400
242,000	245,000	6,320	4,710	3,080	1,470	0	0	0	0	34,400
245,000	248,000	6,420	4,810	3,200	1,570	0	0	0	0	35,400
248,000	251,000	6,530	4,920	3,300	1,680	0	0	0	0	36,400
251,000	254,000	6,640	5,020	3,410	1,790	170	0	0	0	37,500
254,000	257,000	6,750	5,140	3,510	1,900	290	0	0	0	38,500
257,000	260,000	6,850	5,240	3,620	2,000	390	0	0	0	39,400
260,000	263,000	6,960	5,350	3,730	2,110	500	0	0	0	40,400
263,000	266,000	7,070	5,450	3,840	2,220	600	0	0	0	41,500
266,000	269,000	7,180	5,560	3,940	2,330	710	0	0	0	42,500
269,000	272,000	7,280	5,670	4,050	2,430	820	0	0	0	43,500
272,000	275,000	7,390	5,780	4,160	2,540	930	0	0	0	44,500
275,000	278,000	7,490	5,880	4,270	2,640	1,030	0	0	0	45,500
278,000	281,000	7,610	5,990	4,370	2,760	1,140	0	0	0	46,600
281,000	284,000	7,710	6,100	4,480	2,860	1,250	0	0	0	47,600
284,000	287,000	7,820	6,210	4,580	2,970	1,360	0	0	0	48,600
287,000	290,000	7,920	6,310	4,700	3,070	1,460	0	0	0	49,500

（三）

（290,000円～439,999円）

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶養親族等の数								
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	
以上	未満	税額								税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
290,000	293,000	8,040	6,420	4,800	3,190	1,570	0	0	0	50,500
293,000	296,000	8,140	6,520	4,910	3,290	1,670	0	0	0	51,600
296,000	299,000	8,250	6,640	5,010	3,400	1,790	160	0	0	52,300
299,000	302,000	8,420	6,740	5,130	3,510	1,890	280	0	0	52,900
302,000	305,000	8,670	6,860	5,250	3,630	2,010	400	0	0	53,500
305,000	308,000	8,910	6,980	5,370	3,760	2,130	520	0	0	54,200
308,000	311,000	9,160	7,110	5,490	3,880	2,260	640	0	0	54,800
311,000	314,000	9,400	7,230	5,620	4,000	2,380	770	0	0	55,400
314,000	317,000	9,650	7,350	5,740	4,120	2,500	890	0	0	56,100
317,000	320,000	9,890	7,470	5,860	4,250	2,620	1,010	0	0	56,800
320,000	323,000	10,140	7,600	5,980	4,370	2,750	1,130	0	0	57,700
323,000	326,000	10,380	7,720	6,110	4,490	2,870	1,260	0	0	58,500
326,000	329,000	10,630	7,840	6,230	4,610	2,990	1,380	0	0	59,300
329,000	332,000	10,870	7,960	6,350	4,740	3,110	1,500	0	0	60,200
332,000	335,000	11,120	8,090	6,470	4,860	3,240	1,620	0	0	61,100
335,000	338,000	11,360	8,210	6,600	4,980	3,360	1,750	130	0	62,000
338,000	341,000	11,610	8,370	6,720	5,110	3,480	1,870	260	0	63,000
341,000	344,000	11,850	8,620	6,840	5,230	3,600	1,990	380	0	64,000
344,000	347,000	12,100	8,860	6,960	5,350	3,730	2,110	500	0	65,000
347,000	350,000	12,340	9,110	7,090	5,470	3,850	2,240	620	0	66,200
350,000	353,000	12,590	9,350	7,210	5,600	3,970	2,360	750	0	67,200
353,000	356,000	12,830	9,600	7,330	5,720	4,090	2,480	870	0	68,200
356,000	359,000	13,080	9,840	7,450	5,840	4,220	2,600	990	0	69,200
359,000	362,000	13,320	10,090	7,580	5,960	4,340	2,730	1,110	0	70,200
362,000	365,000	13,570	10,330	7,700	6,090	4,460	2,850	1,240	0	71,300
365,000	368,000	13,810	10,580	7,820	6,210	4,580	2,970	1,360	0	72,300
368,000	371,000	14,060	10,820	7,940	6,330	4,710	3,090	1,480	0	73,200
371,000	374,000	14,300	11,070	8,070	6,450	4,830	3,220	1,600	0	74,200
374,000	377,000	14,550	11,310	8,190	6,580	4,950	3,340	1,730	100	75,100
377,000	380,000	14,790	11,560	8,320	6,700	5,070	3,460	1,850	220	76,100
380,000	383,000	15,040	11,800	8,570	6,820	5,200	3,580	1,970	350	77,000
383,000	386,000	15,280	12,050	8,810	6,940	5,320	3,710	2,090	470	77,900
386,000	389,000	15,530	12,290	9,060	7,070	5,440	3,830	2,220	590	78,800
389,000	392,000	15,770	12,540	9,300	7,190	5,560	3,950	2,340	710	80,600
392,000	395,000	16,020	12,780	9,550	7,310	5,690	4,070	2,460	840	82,300
395,000	398,000	16,260	13,030	9,790	7,430	5,810	4,200	2,580	960	83,900
398,000	401,000	16,510	13,270	10,040	7,560	5,930	4,320	2,710	1,080	85,700
401,000	404,000	16,750	13,520	10,280	7,680	6,050	4,440	2,830	1,200	87,400
404,000	407,000	17,000	13,760	10,530	7,800	6,180	4,560	2,950	1,330	89,000
407,000	410,000	17,240	14,010	10,770	7,920	6,300	4,690	3,070	1,450	90,800
410,000	413,000	17,490	14,250	11,020	8,050	6,420	4,810	3,200	1,570	92,500
413,000	416,000	17,730	14,500	11,260	8,170	6,540	4,930	3,320	1,690	94,100
416,000	419,000	17,980	14,740	11,510	8,290	6,670	5,050	3,440	1,820	95,900
419,000	422,000	18,220	14,990	11,750	8,530	6,790	5,180	3,560	1,940	97,600
422,000	425,000	18,470	15,230	12,000	8,770	6,910	5,300	3,690	2,060	99,200
425,000	428,000	18,710	15,480	12,240	9,020	7,030	5,420	3,810	2,180	101,000
428,000	431,000	18,960	15,720	12,490	9,260	7,160	5,540	3,930	2,310	102,600
431,000	434,000	19,210	15,970	12,730	9,510	7,280	5,670	4,050	2,430	104,300
434,000	437,000	19,450	16,210	12,980	9,750	7,400	5,790	4,180	2,550	106,100
437,000	440,000	19,700	16,460	13,220	10,000	7,520	5,910	4,300	2,680	107,700

（四）

（440,000円～589,999円）

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶養親族等の数								
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	
以上	未満	税額								税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
440,000	443,000	20,090	16,700	13,470	10,240	7,650	6,030	4,420	2,800	109,500
443,000	446,000	20,580	16,950	13,710	10,490	7,770	6,160	4,540	2,920	111,200
446,000	449,000	21,070	17,190	13,960	10,730	7,890	6,280	4,670	3,040	112,800
449,000	452,000	21,560	17,440	14,200	10,980	8,010	6,400	4,790	3,170	114,600
452,000	455,000	22,050	17,680	14,450	11,220	8,140	6,520	4,910	3,290	116,300
455,000	458,000	22,540	17,930	14,690	11,470	8,260	6,650	5,030	3,410	117,900
458,000	461,000	23,030	18,170	14,940	11,710	8,470	6,770	5,160	3,530	119,700
461,000	464,000	23,520	18,420	15,180	11,960	8,720	6,890	5,280	3,660	121,400
464,000	467,000	24,010	18,660	15,430	12,200	8,960	7,010	5,400	3,780	123,000
467,000	470,000	24,500	18,910	15,670	12,450	9,210	7,140	5,520	3,900	124,800
470,000	473,000	24,990	19,150	15,920	12,690	9,450	7,260	5,650	4,020	126,500
473,000	476,000	25,480	19,400	16,160	12,940	9,700	7,380	5,770	4,150	128,100
476,000	479,000	25,970	19,640	16,410	13,180	9,940	7,500	5,890	4,270	129,900
479,000	482,000	26,460	20,000	16,650	13,430	10,190	7,630	6,010	4,390	131,600
482,000	485,000	26,950	20,490	16,900	13,670	10,430	7,750	6,140	4,510	133,200
485,000	488,000	27,440	20,980	17,140	13,920	10,680	7,870	6,260	4,640	135,000
488,000	491,000	27,930	21,470	17,390	14,160	10,920	7,990	6,380	4,760	136,600
491,000	494,000	28,420	21,960	17,630	14,410	11,170	8,120	6,500	4,880	138,300
494,000	497,000	28,910	22,450	17,880	14,650	11,410	8,240	6,630	5,000	140,100
497,000	500,000	29,400	22,940	18,120	14,900	11,660	8,420	6,750	5,130	141,700
500,000	503,000	29,890	23,430	18,370	15,140	11,900	8,670	6,870	5,250	143,500
503,000	506,000	30,380	23,920	18,610	15,390	12,150	8,910	6,990	5,370	145,200
506,000	509,000	30,880	24,410	18,860	15,630	12,390	9,160	7,120	5,490	146,800
509,000	512,000	31,370	24,900	19,100	15,880	12,640	9,400	7,240	5,620	148,600
512,000	515,000	31,860	25,390	19,350	16,120	12,890	9,650	7,360	5,740	150,300
515,000	518,000	32,350	25,880	19,590	16,370	13,130	9,890	7,480	5,860	151,900
518,000	521,000	32,840	26,370	19,900	16,610	13,380	10,140	7,610	5,980	153,700
521,000	524,000	33,330	26,860	20,390	16,860	13,620	10,380	7,730	6,110	155,400
524,000	527,000	33,820	27,350	20,880	17,100	13,870	10,630	7,850	6,230	157,000
527,000	530,000	34,310	27,840	21,370	17,350	14,110	10,870	7,970	6,350	158,800
530,000	533,000	34,800	28,330	21,860	17,590	14,360	11,120	8,100	6,470	160,300
533,000	536,000	35,290	28,820	22,350	17,840	14,600	11,360	8,220	6,600	161,900
536,000	539,000	35,780	29,310	22,840	18,080	14,850	11,610	8,380	6,720	163,500
539,000	542,000	36,270	29,800	23,330	18,330	15,090	11,850	8,630	6,840	165,000
542,000	545,000	36,760	30,290	23,820	18,570	15,340	12,100	8,870	6,960	166,600
545,000	548,000	37,250	30,780	24,310	18,820	15,580	12,340	9,120	7,090	168,200
548,000	551,000	37,740	31,270	24,800	19,060	15,830	12,590	9,360	7,210	169,800
551,000	554,000	38,280	31,810	25,340	19,330	16,100	12,860	9,630	7,350	171,300
554,000	557,000	38,830	32,370	25,890	19,600	16,380	13,140	9,900	7,480	173,000
557,000	560,000	39,380	32,920	26,440	19,980	16,650	13,420	10,180	7,630	174,500
560,000	563,000	39,930	33,470	27,000	20,530	16,930	13,690	10,460	7,760	175,900
563,000	566,000	40,480	34,020	27,550	21,080	17,200	13,970	10,730	7,900	177,300
566,000	569,000	41,030	34,570	28,100	21,630	17,480	14,240	11,010	8,040	178,900
569,000	572,000	41,590	35,120	28,650	22,190	17,760	14,520	11,280	8,180	180,300
572,000	575,000	42,140	35,670	29,200	22,740	18,030	14,790	11,560	8,330	181,800
575,000	578,000	42,690	36,230	29,750	23,290	18,310	15,070	11,830	8,610	183,300
578,000	581,000	43,240	36,780	30,300	23,840	18,580	15,350	12,110	8,880	184,700
581,000	584,000	43,790	37,330	30,850	24,390	18,860	15,620	12,380	9,160	186,200
584,000	587,000	44,340	37,880	31,410	24,940	19,130	15,900	12,660	9,430	187,700
587,000	590,000	44,890	38,430	31,960	25,490	19,410	16,170	12,940	9,710	189,200

（五）

（590,000円～739,999円）

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶養親族等の数								
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	
以上	未満	税額								税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
590,000	593,000	45,440	38,980	32,510	26,050	19,680	16,450	13,210	9,990	190,600
593,000	596,000	46,000	39,530	33,060	26,600	20,130	16,720	13,490	10,260	192,100
596,000	599,000	46,550	40,080	33,610	27,150	20,690	17,000	13,760	10,540	193,600
599,000	602,000	47,100	40,640	34,160	27,700	21,240	17,280	14,040	10,810	195,000
602,000	605,000	47,650	41,190	34,710	28,250	21,790	17,550	14,310	11,090	196,500
605,000	608,000	48,200	41,740	35,270	28,800	22,340	17,830	14,590	11,360	198,000
608,000	611,000	48,750	42,290	35,820	29,350	22,890	18,100	14,870	11,640	199,400
611,000	614,000	49,300	42,840	36,370	29,910	23,440	18,380	15,140	11,920	200,900
614,000	617,000	49,860	43,390	36,920	30,460	23,990	18,650	15,420	12,190	202,400
617,000	620,000	50,410	43,940	37,470	31,010	24,540	18,930	15,690	12,470	203,900
620,000	623,000	50,960	44,500	38,020	31,560	25,100	19,210	15,970	12,740	205,300
623,000	626,000	51,510	45,050	38,570	32,110	25,650	19,480	16,240	13,020	206,800
626,000	629,000	52,060	45,600	39,120	32,660	26,200	19,760	16,520	13,290	208,300
629,000	632,000	52,610	46,150	39,680	33,210	26,750	20,280	16,800	13,570	209,700
632,000	635,000	53,160	46,700	40,230	33,760	27,300	20,830	17,070	13,840	211,200
635,000	638,000	53,710	47,250	40,780	34,320	27,850	21,380	17,350	14,120	212,700
638,000	641,000	54,270	47,800	41,330	34,870	28,400	21,930	17,620	14,400	214,100
641,000	644,000	54,820	48,350	41,880	35,420	28,960	22,480	17,900	14,670	215,600
644,000	647,000	55,370	48,910	42,430	35,970	29,510	23,030	18,170	14,950	217,000
647,000	650,000	55,920	49,460	42,980	36,520	30,060	23,590	18,450	15,220	218,000
650,000	653,000	56,470	50,010	43,540	37,070	30,610	24,140	18,730	15,500	219,000
653,000	656,000	57,020	50,560	44,090	37,620	31,160	24,690	19,000	15,770	220,000
656,000	659,000	57,570	51,110	44,640	38,180	31,710	25,240	19,280	16,050	221,000
659,000	662,000	58,130	51,660	45,190	38,730	32,260	25,790	19,550	16,330	222,100
662,000	665,000	58,680	52,210	45,740	39,280	32,810	26,340	19,880	16,600	223,100
665,000	668,000	59,230	52,770	46,290	39,830	33,370	26,890	20,430	16,880	224,100
668,000	671,000	59,780	53,320	46,840	40,380	33,920	27,440	20,980	17,150	225,000
671,000	674,000	60,330	53,870	47,390	40,930	34,470	28,000	21,530	17,430	226,000
674,000	677,000	60,880	54,420	47,950	41,480	35,020	28,550	22,080	17,700	227,100
677,000	680,000	61,430	54,970	48,500	42,030	35,570	29,100	22,640	17,980	228,100
680,000	683,000	61,980	55,520	49,050	42,590	36,120	29,650	23,190	18,260	229,100
683,000	686,000	62,540	56,070	49,600	43,140	36,670	30,200	23,740	18,530	230,100
686,000	689,000	63,090	56,620	50,150	43,690	37,230	30,750	24,290	18,810	231,200
689,000	692,000	63,640	57,180	50,700	44,240	37,780	31,300	24,840	19,080	232,700
692,000	695,000	64,190	57,730	51,250	44,790	38,330	31,860	25,390	19,360	234,200
695,000	698,000	64,740	58,280	51,810	45,340	38,880	32,410	25,940	19,630	235,700
698,000	701,000	65,290	58,830	52,360	45,890	39,430	32,960	26,490	20,030	237,300
701,000	704,000	65,840	59,380	52,910	46,450	39,980	33,510	27,050	20,580	238,900
704,000	707,000	66,400	59,930	53,460	47,000	40,530	34,060	27,600	21,130	240,400
707,000	710,000	66,950	60,480	54,010	47,550	41,090	34,610	28,150	21,690	242,000
710,000	713,000	67,500	61,040	54,560	48,100	41,640	35,160	28,700	22,240	243,500
713,000	716,000	68,050	61,590	55,110	48,650	42,190	35,710	29,250	22,790	245,000
716,000	719,000	68,600	62,140	55,660	49,200	42,740	36,270	29,800	23,340	246,600
719,000	722,000	69,150	62,690	56,220	49,750	43,290	36,820	30,350	23,890	248,100
722,000	725,000	69,700	63,240	56,770	50,300	43,840	37,370	30,910	24,440	249,700
725,000	728,000	70,260	63,790	57,320	50,860	44,390	37,920	31,460	24,990	251,300
728,000	731,000	70,810	64,340	57,870	51,410	44,940	38,470	32,010	25,550	252,800
731,000	734,000	71,360	64,890	58,420	51,960	45,500	39,020	32,560	26,100	254,300
734,000	737,000	71,910	65,450	58,970	52,510	46,050	39,570	33,110	26,650	255,900
737,000	740,000	72,460	66,000	59,520	53,060	46,600	40,130	33,660	27,200	257,400

（六）　　（740,000円～969,999円）

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶養親族等の数								
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	
以上	未満	税額								税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
740,000	743,000	73,010	66,550	60,080	53,610	47,150	40,680	34,210	27,750	259,000
743,000	746,000	73,560	67,100	60,630	54,160	47,700	41,230	34,770	28,300	260,600
746,000	749,000	74,110	67,650	61,180	54,720	48,250	41,780	35,320	28,850	262,100
749,000	752,000	74,670	68,200	61,730	55,270	48,800	42,330	35,870	29,400	263,600
752,000	755,000	75,220	68,750	62,280	55,820	49,360	42,880	36,420	29,960	265,200
755,000	758,000	75,770	69,310	62,830	56,370	49,910	43,430	36,970	30,510	266,700
758,000	761,000	76,320	69,860	63,380	56,920	50,460	43,980	37,520	31,060	268,200
761,000	764,000	76,870	70,410	63,940	57,470	51,010	44,540	38,070	31,610	269,900
764,000	767,000	77,420	70,960	64,490	58,020	51,560	45,090	38,620	32,160	271,400
767,000	770,000	77,970	71,510	65,040	58,570	52,110	45,640	39,180	32,710	272,900
770,000	773,000	78,530	72,060	65,590	59,130	52,660	46,190	39,730	33,260	274,400
773,000	776,000	79,080	72,610	66,140	59,680	53,210	46,740	40,280	33,820	276,000
776,000	779,000	79,630	73,160	66,690	60,230	53,770	47,290	40,830	34,370	277,500
779,000	782,000	80,180	73,720	67,240	60,780	54,320	47,840	41,380	34,920	279,000
782,000	785,000	80,730	74,270	67,790	61,330	54,870	48,400	41,930	35,470	280,700
785,000	788,000	81,280	74,820	68,350	61,880	55,420	48,950	42,480	36,020	282,200
788,000	791,000	81,830	75,370	68,900	62,430	55,970	49,500	43,040	36,570	283,700
791,000	794,000	82,460	75,920	69,450	62,990	56,520	50,050	43,590	37,120	285,300
794,000	797,000	83,100	76,470	70,000	63,540	57,070	50,600	44,140	37,670	286,800
797,000	800,000	83,730	77,020	70,550	64,090	57,630	51,150	44,690	38,230	288,300
800,000	803,000	84,370	77,580	71,100	64,640	58,180	51,700	45,240	38,780	290,000
803,000	806,000	85,000	78,130	71,650	65,190	58,730	52,250	45,790	39,330	291,500
806,000	809,000	85,630	78,680	72,210	65,740	59,280	52,810	46,340	39,880	293,000
809,000	812,000	86,260	79,230	72,760	66,290	59,830	53,360	46,890	40,430	294,600
812,000	815,000	86,900	79,780	73,310	66,840	60,380	53,910	47,450	40,980	296,100
815,000	818,000	87,530	80,330	73,860	67,400	60,930	54,460	48,000	41,530	297,600
818,000	821,000	88,160	80,880	74,410	67,950	61,480	55,010	48,550	42,090	299,200
821,000	824,000	88,800	81,430	74,960	68,500	62,040	55,560	49,100	42,640	300,800
824,000	827,000	89,440	82,000	75,510	69,050	62,590	56,110	49,650	43,190	302,300
827,000	830,000	90,070	82,630	76,060	69,600	63,140	56,670	50,200	43,740	303,800
830,000	833,000	90,710	83,260	76,620	70,150	63,690	57,220	50,750	44,290	305,400
833,000	836,000	91,360	83,930	77,200	70,720	64,260	57,800	51,330	44,860	306,900
836,000	839,000	92,060	84,630	77,810	71,340	64,870	58,410	51,940	45,480	308,400
839,000	842,000	92,770	85,340	78,420	71,950	65,490	59,020	52,550	46,090	310,000
842,000	845,000	93,470	86,040	79,040	72,560	66,100	59,640	53,160	46,700	311,600
845,000	848,000	94,180	86,740	79,650	73,180	66,710	60,250	53,780	47,310	313,100
848,000	851,000	94,880	87,450	80,260	73,790	67,320	60,860	54,390	47,930	314,700
851,000	854,000	95,590	88,150	80,870	74,400	67,940	61,470	55,000	48,540	316,200
854,000	857,000	96,290	88,860	81,490	75,010	68,550	62,090	55,610	49,150	317,700
857,000	860,000	97,000	89,560	82,130	75,630	69,160	62,700	56,230	49,760	319,300
860,000円		97,350	89,920	82,480	75,930	69,470	63,010	56,530	50,070	320,900
860,000円を超え970,000円に満たない金額		860,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち860,000円を超える金額の23.483％に相当する金額を加算した金額								320,900円に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち860,000円を超える金額の40.84％に相当する金額を加算した金額

（七）

（970,000円～）

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額	甲								乙
	扶養親族等の数								
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	
以上　未満	税額								税額
970,000円	円 123,190	円 115,760	円 108,320	円 101,770	円 95,310	円 88,850	円 82,370	円 75,910	320,900円に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち860,000円を超える金額の40.84％に相当する金額を加算した金額
970,000円を超え1,720,000円に満たない金額	970,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち970,000円を超える金額の33.693％に相当する金額を加算した金額								
1,720,000円	円 375,890	円 368,460	円 361,020	円 354,470	円 348,010	円 341,550	円 335,070	円 328,610	円 672,200
1,720,000円を超え3,550,000円に満たない金額	1,720,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち1,720,000円を超える金額の40.84％に相当する金額を加算した金額								672,200円に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち1,720,000円を超える金額の45.945％に相当する金額を加算した金額
3,550,000円	円 1,123,270	円 1,115,840	円 1,108,400	円 1,101,850	円 1,095,390	円 1,088,930	円 1,082,450	円 1,075,990	
3,550,000円を超える金額	3,550,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち3,550,000円を超える金額の45.945％に相当する金額を加算した金額								
扶養親族等の数が７人を超える場合には、扶養親族等の数が７人の場合の税額から、その７人を超える１人ごとに1,610円を控除した金額									従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合には、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等１人ごとに1,610円を、上の各欄によって求めた税額から控除した金額

（注）この表において「扶養親族等」とは、源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族をいいます。詳しくは19ページ２「税額表の使い方」をご覧ください。

（備考）税額の求め方は、次のとおりです。

1　「給与所得者の扶養控除等申告書」（以下この表において「扶養控除等申告書」といいます。）の提出があった人

⑴　まず、その人のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除した金額を求めます。

⑵　次に、扶養控除等申告書により申告された扶養親族等（扶養親族等が国外居住親族である場合には、親族に該当する旨を証する書類が扶養控除等申告書に添付され、又は当該書類が扶養控除等申告書の提出の際に提示された扶養親族等に限ります。）の数が７人以下である場合には、⑴により求めた金額に応じて「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と扶養親族等の数に応じた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額を求めます。これが求める税額です。

⑶　扶養控除等申告書により申告された扶養親族等の数が７人を超える場合には、⑴により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が７人であるものとして⑵により求めた税額から、扶養親族等の数が７人を超える１人ごとに1,610円を控除した金額を求めます。これが求める税額です。

⑷　⑵及び⑶の場合において、扶養控除等申告書にその人が障害者（特別障害者を含みます。）、寡婦（特別の寡婦を含みます。）、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに１人を加算した数を、扶養控除等申告書にその人の同一生計配偶者又は扶養親族のうちに障害者（特別障害者を含みます。）又は同居特別障害者（障害者（特別障害者を含みます。）又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、親族に該当する旨を証する書類が扶養控除等申告書に添付され、又は当該書類が扶養控除等申告書の提出の際に提示された障害者（特別障害者を含みます。）又は同居特別障害者に限ります。）に該当する人がいる旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに１人を加算した数を、それぞれ⑵及び⑶の扶養親族等の数とします。

2　扶養控除等申告書の提出がない人（「従たる給与についての扶養控除等申告書」の提出があった人を含みます。）

その人のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除し、その控除後の金額に応じた「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行と乙欄との交わるところに記載されている金額（「従たる給与についての扶養控除等申告書」の提出があった場合には、その申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等１人ごとに1,610円を控除した金額）を求めます。これが求める税額です。

給与所得の源泉徴収税額表（平成30年分）

(一) 日 額 表（平成24年３月31日財務省告示第115号別表第二（平成29年３月31日財務省告示第95号改正））（～6,999円）

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶養親族等の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満	税額								税額	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2,900	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	その日の社会保険料等控除後の給与等の金額の3.063％に相当する金額	0
2,900	2,950	5	0	0	0	0	0	0	0	100	0
2,950	3,000	5	0	0	0	0	0	0	0	100	0
3,000	3,050	10	0	0	0	0	0	0	0	100	0
3,050	3,100	10	0	0	0	0	0	0	0	110	0
3,100	3,150	15	0	0	0	0	0	0	0	110	0
3,150	3,200	15	0	0	0	0	0	0	0	110	0
3,200	3,250	20	0	0	0	0	0	0	0	110	0
3,250	3,300	20	0	0	0	0	0	0	0	110	0
3,300	3,400	25	0	0	0	0	0	0	0	120	0
3,400	3,500	30	0	0	0	0	0	0	0	120	0
3,500	3,600	35	0	0	0	0	0	0	0	120	0
3,600	3,700	40	0	0	0	0	0	0	0	130	0
3,700	3,800	45	0	0	0	0	0	0	0	130	0
3,800	3,900	50	0	0	0	0	0	0	0	130	0
3,900	4,000	55	0	0	0	0	0	0	0	140	0
4,000	4,100	60	5	0	0	0	0	0	0	140	0
4,100	4,200	65	10	0	0	0	0	0	0	160	0
4,200	4,300	70	15	0	0	0	0	0	0	170	0
4,300	4,400	75	20	0	0	0	0	0	0	190	0
4,400	4,500	80	25	0	0	0	0	0	0	200	0
4,500	4,600	85	30	0	0	0	0	0	0	220	0
4,600	4,700	85	35	0	0	0	0	0	0	230	0
4,700	4,800	90	35	0	0	0	0	0	0	260	0
4,800	4,900	90	40	0	0	0	0	0	0	270	0
4,900	5,000	95	40	0	0	0	0	0	0	280	0
5,000	5,100	100	45	0	0	0	0	0	0	300	0
5,100	5,200	100	50	0	0	0	0	0	0	310	0
5,200	5,300	105	55	0	0	0	0	0	0	330	0
5,300	5,400	110	55	5	0	0	0	0	0	340	0
5,400	5,500	110	60	5	0	0	0	0	0	360	0
5,500	5,600	115	65	10	0	0	0	0	0	370	0
5,600	5,700	120	65	15	0	0	0	0	0	390	0
5,700	5,800	125	70	15	0	0	0	0	0	400	0
5,800	5,900	125	75	20	0	0	0	0	0	420	0
5,900	6,000	130	75	25	0	0	0	0	0	440	0
6,000	6,100	135	80	30	0	0	0	0	0	470	0
6,100	6,200	135	85	30	0	0	0	0	0	510	0
6,200	6,300	140	90	35	0	0	0	0	0	540	0
6,300	6,400	150	90	40	0	0	0	0	0	580	0
6,400	6,500	150	95	40	0	0	0	0	0	610	0
6,500	6,600	155	100	45	0	0	0	0	0	650	0
6,600	6,700	160	100	50	0	0	0	0	0	680	0
6,700	6,800	165	105	50	0	0	0	0	0	710	0
6,800	6,900	165	110	55	5	0	0	0	0	750	0
6,900	7,000	170	110	60	5	0	0	0	0	780	0

（二）

（7,000円～11,999円）

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶養親族等の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満	税額								税額	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
7,000	7,100	175	115	65	10	0	0	0	0	810	0
7,100	7,200	175	120	65	15	0	0	0	0	840	0
7,200	7,300	180	125	70	15	0	0	0	0	860	0
7,300	7,400	185	125	75	20	0	0	0	0	890	0
7,400	7,500	185	130	75	25	0	0	0	0	920	0
7,500	7,600	190	135	80	30	0	0	0	0	960	0
7,600	7,700	195	135	85	30	0	0	0	0	990	0
7,700	7,800	200	140	85	35	0	0	0	0	1,020	0
7,800	7,900	200	150	90	40	0	0	0	0	1,060	0
7,900	8,000	205	150	95	40	0	0	0	0	1,090	0
8,000	8,100	210	155	100	45	0	0	0	0	1,120	0
8,100	8,200	210	160	100	50	0	0	0	0	1,150	0
8,200	8,300	215	165	105	50	0	0	0	0	1,190	0
8,300	8,400	220	165	110	55	5	0	0	0	1,230	0
8,400	8,500	220	170	110	60	5	0	0	0	1,260	0
8,500	8,600	225	175	115	65	10	0	0	0	1,300	0
8,600	8,700	230	175	120	65	15	0	0	0	1,330	0
8,700	8,800	235	180	120	70	15	0	0	0	1,360	0
8,800	8,900	235	185	125	75	20	0	0	0	1,400	0
8,900	9,000	240	185	130	75	25	0	0	0	1,430	0
9,000	9,100	245	190	135	80	25	0	0	0	1,460	0
9,100	9,200	245	195	135	85	30	0	0	0	1,490	0
9,200	9,300	250	200	140	85	35	0	0	0	1,530	0
9,300	9,400	255	200	150	90	40	0	0	0	1,560	3
9,400	9,500	255	205	150	95	40	0	0	0	1,590	6
9,500	9,600	260	210	155	100	45	0	0	0	1,630	10
9,600	9,700	265	210	160	100	50	0	0	0	1,660	13
9,700	9,800	270	215	160	105	50	0	0	0	1,690	17
9,800	9,900	270	220	165	110	55	0	0	0	1,730	20
9,900	10,000	275	220	170	110	60	5	0	0	1,750	24
10,000	10,100	280	225	175	115	65	10	0	0	1,770	27
10,100	10,200	290	230	175	120	65	15	0	0	1,800	31
10,200	10,300	300	235	180	125	70	20	0	0	1,820	34
10,300	10,400	305	240	185	125	75	20	0	0	1,840	38
10,400	10,500	315	240	190	130	80	25	0	0	1,860	41
10,500	10,600	320	245	195	135	85	30	0	0	1,880	45
10,600	10,700	330	250	195	140	85	35	0	0	1,900	49
10,700	10,800	340	255	200	150	90	40	0	0	1,930	53
10,800	10,900	345	260	205	150	95	40	0	0	1,960	56
10,900	11,000	355	260	210	155	100	45	0	0	1,990	60
11,000	11,100	360	265	215	160	105	50	0	0	2,020	63
11,100	11,200	370	270	215	165	105	55	0	0	2,040	67
11,200	11,300	380	275	220	170	110	60	5	0	2,080	70
11,300	11,400	385	280	225	170	115	60	10	0	2,110	74
11,400	11,500	400	290	230	175	120	65	15	0	2,140	77
11,500	11,600	405	295	235	180	125	70	15	0	2,180	81
11,600	11,700	415	305	235	185	125	75	20	0	2,220	84
11,700	11,800	425	310	240	190	130	80	25	0	2,250	88
11,800	11,900	430	320	245	190	135	80	30	0	2,290	91
11,900	12,000	440	330	250	195	140	85	35	0	2,320	95

（三）

（12,000円～16,999円）

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶養親族等の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満	税額								税額	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
12,000	12,100	445	335	255	200	150	90	35	0	2,350	99
12,100	12,200	455	345	255	205	150	95	40	0	2,390	103
12,200	12,300	465	350	260	210	155	100	45	0	2,420	106
12,300	12,400	470	360	265	210	160	100	50	0	2,450	110
12,400	12,500	480	370	270	215	165	105	55	0	2,480	113
12,500	12,600	485	375	275	220	170	110	55	5	2,510	117
12,600	12,700	495	385	280	225	170	115	60	10	2,540	120
12,700	12,800	505	395	285	230	175	120	65	10	2,570	124
12,800	12,900	510	405	295	230	180	120	70	15	2,600	127
12,900	13,000	520	415	305	235	185	125	75	20	2,640	131
13,000	13,100	525	420	310	240	190	130	75	25	2,710	134
13,100	13,200	535	430	320	245	190	135	80	30	2,760	138
13,200	13,300	545	435	325	250	195	140	85	30	2,820	141
13,300	13,400	550	445	335	250	200	140	90	35	2,880	146
13,400	13,500	560	455	345	255	205	150	95	40	2,930	149
13,500	13,600	565	460	350	260	210	155	95	45	2,990	153
13,600	13,700	575	470	360	265	210	160	100	50	3,040	156
13,700	13,800	585	475	365	270	215	165	105	50	3,100	160
13,800	13,900	590	485	375	270	220	165	110	55	3,150	164
13,900	14,000	600	495	385	275	225	170	115	60	3,220	168
14,000	14,100	605	500	395	285	230	175	115	65	3,270	172
14,100	14,200	615	510	405	295	230	180	120	70	3,330	176
14,200	14,300	625	515	410	300	235	185	125	70	3,380	180
14,300	14,400	635	525	420	310	240	185	130	75	3,440	184
14,400	14,500	645	535	430	315	245	190	135	80	3,500	188
14,500	14,600	650	540	435	325	250	195	135	85	3,550	192
14,600	14,700	660	550	445	335	250	200	140	90	3,610	197
14,700	14,800	675	555	450	340	255	205	150	90	3,670	201
14,800	14,900	690	565	460	350	260	205	155	95	3,730	205
14,900	15,000	705	575	470	355	265	210	160	100	3,780	209
15,000	15,100	725	580	475	365	270	215	160	105	3,840	213
15,100	15,200	740	590	485	375	270	220	165	110	3,890	217
15,200	15,300	755	595	490	380	275	225	170	110	3,950	221
15,300	15,400	770	605	500	395	285	225	175	115	4,010	225
15,400	15,500	785	615	510	400	290	230	180	120	4,060	229
15,500	15,600	805	620	515	410	300	235	180	125	4,120	233
15,600	15,700	820	635	525	420	310	240	185	130	4,180	237
15,700	15,800	835	640	530	425	315	245	190	130	4,240	241
15,800	15,900	850	650	540	435	325	245	195	135	4,290	246
15,900	16,000	865	660	550	440	330	250	200	140	4,350	250
16,000	16,100	890	670	555	450	340	255	200	150	4,400	254
16,100	16,200	905	690	565	460	350	260	205	155	4,460	258
16,200	16,300	920	705	570	465	355	265	210	155	4,510	262
16,300	16,400	935	720	580	475	365	265	215	160	4,570	266
16,400	16,500	950	735	590	480	370	270	220	165	4,640	270
16,500	16,600	970	750	595	490	380	275	220	170	4,690	274
16,600	16,700	985	770	605	500	395	280	225	175	4,750	278
16,700	16,800	1,000	785	610	505	400	290	230	175	4,800	282
16,800	16,900	1,015	800	620	515	410	300	235	180	4,860	286
16,900	17,000	1,030	815	635	520	415	305	240	185	4,910	290

（四）

（17,000円～21,999円）

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶養親族等の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満	税額								税額	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
17,000	17,100	1,050	830	640	530	425	315	240	190	4,970	295
17,100	17,200	1,065	850	650	540	435	320	245	195	5,020	299
17,200	17,300	1,080	865	655	545	440	330	250	195	5,080	303
17,300	17,400	1,095	885	670	555	450	340	255	200	5,150	307
17,400	17,500	1,110	900	685	560	455	345	260	205	5,200	311
17,500	17,600	1,135	915	700	570	465	355	260	210	5,260	315
17,600	17,700	1,150	935	715	580	475	360	265	215	5,310	319
17,700	17,800	1,165	950	735	585	480	370	270	215	5,360	323
17,800	17,900	1,180	965	750	595	490	380	275	220	5,410	327
17,900	18,000	1,195	980	765	600	495	385	280	225	5,460	331
18,000	18,100	1,215	995	780	610	505	400	290	230	5,520	335
18,100	18,200	1,230	1,015	795	620	515	405	295	235	5,570	339
18,200	18,300	1,245	1,030	815	625	520	415	305	235	5,630	344
18,300	18,400	1,260	1,045	830	640	530	425	310	240	5,680	348
18,400	18,500	1,280	1,065	845	650	540	430	320	245	5,730	352
18,500	18,600	1,300	1,080	865	655	545	440	330	250	5,780	356
18,600	18,700	1,315	1,100	890	670	555	450	340	255	5,830	360
18,700	18,800	1,335	1,115	905	690	565	460	350	260	5,880	364
18,800	18,900	1,350	1,140	925	710	575	470	355	265	5,930	368
18,900	19,000	1,375	1,160	940	725	585	475	365	270	5,980	372
19,000	19,100	1,395	1,175	960	745	590	485	375	275	6,020	376
19,100	19,200	1,410	1,195	980	760	600	495	385	280	6,070	384
19,200	19,300	1,430	1,210	995	780	610	505	400	290	6,130	393
19,300	19,400	1,445	1,230	1,015	800	620	515	405	295	6,180	401
19,400	19,500	1,465	1,250	1,030	815	635	520	415	305	6,230	409
19,500	19,600	1,485	1,265	1,050	835	640	530	425	315	6,270	417
19,600	19,700	1,500	1,285	1,070	850	650	540	435	325	6,320	425
19,700	19,800	1,520	1,300	1,085	870	660	550	445	335	6,370	433
19,800	19,900	1,535	1,320	1,105	895	675	560	450	340	6,420	442
19,900	20,000	1,555	1,340	1,125	910	695	565	460	350	6,470	450
20,000	20,100	1,575	1,355	1,145	930	715	575	470	360	6,510	458
20,100	20,200	1,590	1,380	1,165	945	730	585	480	370	6,570	466
20,200	20,300	1,615	1,395	1,180	965	750	595	490	380	6,620	474
20,300	20,400	1,630	1,415	1,200	985	765	605	495	385	6,670	482
20,400	20,500	1,650	1,435	1,215	1,000	785	610	505	400	6,720	491
20,500	20,600	1,670	1,450	1,235	1,020	805	620	515	410	6,760	499
20,600	20,700	1,685	1,470	1,255	1,035	820	635	525	420	6,810	507
20,700	20,800	1,705	1,485	1,270	1,055	840	645	535	430	6,860	515
20,800	20,900	1,720	1,505	1,290	1,075	855	655	540	435	6,910	523
20,900	21,000	1,740	1,525	1,305	1,090	880	665	550	445	6,960	531
21,000	21,100	1,760	1,540	1,325	1,110	900	680	560	455	7,000	540
21,100	21,200	1,775	1,560	1,345	1,130	915	700	570	465	7,060	548
21,200	21,300	1,795	1,575	1,365	1,150	935	720	580	475	7,110	556
21,300	21,400	1,810	1,595	1,385	1,170	950	735	585	480	7,160	564
21,400	21,500	1,830	1,620	1,400	1,185	970	755	595	490	7,210	572
21,500	21,600	1,855	1,635	1,420	1,205	990	770	605	500	7,250	580
21,600	21,700	1,870	1,655	1,440	1,220	1,005	790	615	510	7,280	589
21,700	21,800	1,890	1,670	1,455	1,240	1,025	810	625	520	7,310	597
21,800	21,900	1,905	1,690	1,475	1,260	1,040	825	635	525	7,340	605
21,900	22,000	1,925	1,710	1,490	1,275	1,060	845	645	535	7,380	613

（五）

（22,000円～26,999円）

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶養親族等の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満	税額								税額	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
22,000	22,100	1,945	1,725	1,510	1,295	1,080	860	655	545	7,410	621
22,100	22,200	1,960	1,745	1,530	1,310	1,095	885	670	555	7,440	629
22,200	22,300	1,980	1,760	1,545	1,330	1,115	905	685	565	7,480	638
22,300	22,400	1,995	1,780	1,565	1,350	1,135	920	705	570	7,510	646
22,400	22,500	2,015	1,800	1,580	1,370	1,155	940	720	580	7,550	654
22,500	22,600	2,035	1,815	1,600	1,390	1,175	955	740	590	7,590	662
22,600	22,700	2,050	1,835	1,625	1,405	1,190	975	760	600	7,620	670
22,700	22,800	2,070	1,855	1,640	1,425	1,210	995	775	610	7,650	678
22,800	22,900	2,085	1,875	1,660	1,445	1,225	1,010	795	615	7,680	687
22,900	23,000	2,110	1,895	1,675	1,460	1,245	1,030	810	625	7,720	695
23,000	23,100	2,130	1,910	1,695	1,480	1,265	1,045	830	640	7,770	703
23,100	23,200	2,145	1,930	1,715	1,495	1,280	1,065	850	650	7,820	711
23,200	23,300	2,165	1,945	1,730	1,515	1,300	1,085	865	660	7,870	719
23,300	23,400	2,180	1,965	1,750	1,535	1,315	1,100	890	675	7,920	727
23,400	23,500	2,200	1,985	1,765	1,550	1,335	1,125	905	690	7,980	736
23,500	23,600	2,220	2,000	1,785	1,570	1,355	1,140	925	710	8,040	744
23,600	23,700	2,235	2,020	1,805	1,585	1,375	1,160	945	725	8,090	752
23,700	23,800	2,255	2,035	1,820	1,610	1,395	1,180	960	745	8,140	760
23,800	23,900	2,270	2,055	1,840	1,630	1,410	1,195	980	765	8,190	768
23,900	24,000	2,290	2,075	1,860	1,645	1,430	1,215	995	780	8,240	776
24,000	24,100	2,310	2,095	1,880	1,665	1,450	1,230	1,015	800	8,290	785
24,100	24,200	2,325	2,115	1,900	1,680	1,465	1,250	1,035	815	8,340	793
24,200	24,300	2,350	2,130	1,915	1,700	1,485	1,270	1,050	835	8,390	801
24,300	24,400	2,365	2,150	1,935	1,720	1,500	1,285	1,070	855	8,440	809
24,400	24,500	2,385	2,170	1,950	1,735	1,520	1,305	1,085	870	8,490	817
24,500	24,600	2,405	2,185	1,970	1,755	1,540	1,320	1,105	895	8,550	825
24,600	24,700	2,420	2,205	1,990	1,770	1,555	1,340	1,130	910	8,600	834
24,700	24,800	2,440	2,220	2,005	1,790	1,575	1,365	1,145	930	8,650	842
24,800	24,900	2,455	2,240	2,025	1,810	1,590	1,380	1,165	950	8,700	850
24,900	25,000	2,475	2,260	2,040	1,825	1,615	1,400	1,180	965	8,750	858
25,000	25,100	2,495	2,275	2,060	1,850	1,635	1,415	1,200	985	8,800	866
25,100	25,200	2,510	2,295	2,080	1,865	1,650	1,435	1,220	1,000	8,850	876
25,200	25,300	2,530	2,310	2,100	1,885	1,670	1,455	1,235	1,020	8,900	885
25,300	25,400	2,545	2,330	2,120	1,905	1,685	1,470	1,255	1,040	8,950	894
25,400	25,500	2,565	2,355	2,135	1,920	1,705	1,490	1,270	1,055	9,020	908
25,500	25,600	2,590	2,370	2,155	1,940	1,725	1,505	1,290	1,075	9,070	927
25,600	25,700	2,605	2,390	2,175	1,955	1,740	1,525	1,310	1,090	9,120	945
25,700	25,800	2,625	2,405	2,190	1,975	1,760	1,545	1,325	1,110	9,170	963
25,800	25,900	2,640	2,425	2,210	1,995	1,775	1,560	1,345	1,135	9,220	982
25,900	26,000	2,660	2,445	2,225	2,010	1,795	1,580	1,365	1,150	9,270	1,000
26,000	26,100	2,680	2,460	2,245	2,030	1,815	1,595	1,385	1,170	9,320	1,018
26,100	26,200	2,695	2,480	2,265	2,045	1,830	1,620	1,405	1,185	9,370	1,037
26,200	26,300	2,715	2,495	2,280	2,065	1,855	1,640	1,420	1,205	9,420	1,055
26,300	26,400	2,730	2,515	2,300	2,085	1,870	1,655	1,440	1,225	9,470	1,074
26,400	26,500	2,755	2,535	2,315	2,105	1,890	1,675	1,455	1,240	9,530	1,092
26,500	26,600	2,775	2,550	2,340	2,125	1,910	1,690	1,475	1,260	9,580	1,110
26,600	26,700	2,795	2,570	2,360	2,140	1,925	1,710	1,495	1,275	9,630	1,129
26,700	26,800	2,815	2,590	2,375	2,160	1,945	1,730	1,510	1,295	9,680	1,147
26,800	26,900	2,840	2,610	2,395	2,180	1,960	1,745	1,530	1,315	9,730	1,165
26,900	27,000	2,860	2,630	2,410	2,195	1,980	1,765	1,545	1,330	9,780	1,184

（六）

（27,000円～）

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶養親族等の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満	税額								税額	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
27,000	27,100	2,880	2,645	2,430	2,215	2,000	1,780	1,565	1,350	9,830	1,202
27,100	27,200	2,905	2,665	2,450	2,230	2,015	1,800	1,585	1,370	9,880	1,221
27,200	27,300	2,925	2,680	2,465	2,250	2,035	1,820	1,600	1,390	9,930	1,239
27,300	27,400	2,945	2,700	2,485	2,270	2,050	1,835	1,625	1,410	9,990	1,257
27,400	27,500	2,965	2,720	2,500	2,285	2,070	1,860	1,640	1,425	10,050	1,276
27,500	27,600	2,985	2,740	2,520	2,305	2,095	1,875	1,660	1,445	10,100	1,294
27,600	27,700	3,005	2,760	2,540	2,320	2,110	1,895	1,680	1,460	10,150	1,313
27,700	27,800	3,025	2,780	2,555	2,345	2,130	1,915	1,695	1,480	10,200	1,331
27,800	27,900	3,050	2,800	2,580	2,365	2,150	1,930	1,715	1,500	10,250	1,349
27,900	28,000	3,075	2,830	2,600	2,385	2,170	1,950	1,735	1,520	10,300	1,368
28,000円		3,090	2,840	2,610	2,395	2,180	1,960	1,745	1,530	10,350	1,386
28,000円を超え32,000円に満たない金額		28,000円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち28,000円を超える金額の23.483％に相当する金額を加算した金額								10,350円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち28,000円を超える金額の40.84％に相当する金額を加算した金額	1,386円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち28,000円を超える金額の20.42％に相当する金額を加算した金額
32,000円		円 4,030	円 3,780	円 3,550	円 3,335	円 3,120	円 2,900	円 2,685	円 2,470		円 2,203
32,000円を超え57,000円に満たない金額		32,000円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち32,000円を超える金額の33.693％に相当する金額を加算した金額									2,203円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち32,000円を超える金額の24.504％に相当する金額を加算した金額
57,000円		円 12,455	円 12,205	円 11,975	円 11,760	円 11,545	円 11,325	円 11,110	円 10,895	円 22,200	円 8,329
57,000円を超え118,500円に満たたない金額		57,000円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち57,000円を超える金額の40.84％に相当する金額を加算した金額								22,200円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち57,000円を超える金額の45.945％に相当する金額を加算した金額	8,329円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち57,000円を超える金額の33.693％に相当する金額を加算した金額
118,500円		円 37,575	円 37,325	円 37,095	円 36,880	円 36,665	円 36,445	円 36,230	円 36,015		円 29,050
118,500円を超える金額		118,500円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち118,500円を超える金額の45.945％に相当する金額を加算した金額									29,050円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち118,500円を超える金額の40.84％に相当する金額を加算した金額

（七）

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶養親族等の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満	税額								税額	税額
扶養親族等の数が７人を超える場合には、扶養親族等の数が７人の場合の税額から、その７人を超える１人ごとに50円を控除した金額										従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合には、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等１人ごとに50円を、上の各欄によって求めた税額から控除した金額	―

（注）この表において「扶養親族等」とは、源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族をいいます。詳しくは19ページ２「税額表の使い方」をご覧ください。

（備考）税額の求め方は、次のとおりです。

１　「給与所得者の扶養控除等申告書」（以下この表において「扶養控除等申告書」といいます。）の提出があった人

⑴　まず、その人のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除した金額を求めます。

⑵　次に、扶養控除等申告書により申告された扶養親族等（扶養親族等が国外居住親族である場合には、親族に該当する旨を証する書類が扶養控除等申告書に添付され、又は当該書類が扶養控除等申告書の提出の際に提示された扶養親族等に限ります。）の数が７人以下である場合には、⑴により求めた金額に応じて「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と扶養親族等の数に応じた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額を求めます。これが求める税額です。

⑶　扶養控除等申告書により申告された扶養親族等の数が７人を超える場合には、⑴により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が７人であるものとして⑵により求めた税額から、扶養親族等の数が７人を超える１人ごとに50円を控除した金額を求めます。これが求める税額です。

⑷　⑵及び⑶の場合において、扶養控除等申告書にその人が障害者（特別障害者を含みます。）、寡婦（特別の寡婦を含みます。）、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに１人を加算した数を、扶養控除等申告書にその人の同一生計配偶者又は扶養親族のうちに障害者（特別障害者を含みます。）又は同居特別障害者（障害者（特別障害者を含みます。）又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、親族に該当する旨を証する書類が扶養控除等申告書に添付され、又は当該書類が扶養控除等申告書の提出の際に提示された障害者（特別障害者を含みます。）又は同居特別障害者に限ります。）に該当する人がいる旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに１人を加算した数を、それぞれ⑵及び⑶の扶養親族等の数とします。

２　扶養控除等申告書の提出がない人（「従たる給与についての扶養控除等申告書」の提出があった人を含みます。）

⑴　⑵に該当する場合を除き、その人のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（「従たる給与についての扶養控除等申告書」の提出があった場合には、その申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等１人ごとに50円を控除した金額）を求めます。これが求める税額です。

⑵　その給与等が所得税法第185条第１項第３号（労働した日ごとに支払われる給与等）に掲げる給与等であるときは、その人のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額を求めます。これが求める税額です。

ただし、継続して２か月を超えて支払うこととなった場合には、その２か月を超える部分の期間につき支払われる給与等は、労働した日ごとに支払われる給与等には含まれませんので、税額の求め方は１又は２⑴によります。

賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表（平成30年分）

（平成24年３月31日財務省告示第115号別表第三（平成29年３月31日財務省告示第95号改正））

賞与の金額に乗ずべき率	甲							
	扶養親族							
	0人		1人		2人		3人	
	前月の社会保険料等控							
	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
%	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
0.000	68千円未満		94千円未満		133千円未満		171千円未満	
2.042	68	79	94	243	133	269	171	295
4.084	79	252	243	282	269	312	295	345
6.126	252	300	282	338	312	369	345	398
8.168	300	334	338	365	369	393	398	417
10.210	334	363	365	394	393	420	417	445
12.252	363	395	394	422	420	450	445	477
14.294	395	426	422	455	450	484	477	513
16.336	426	550	455	550	484	550	513	557
18.378	550	647	550	663	550	678	557	693
20.420	647	699	663	720	678	741	693	762
22.462	699	730	720	752	741	774	762	796
24.504	730	764	752	787	774	810	796	833
26.546	764	804	787	826	810	852	833	879
28.588	804	857	826	885	852	914	879	942
30.630	857	926	885	956	914	987	942	1,017
32.672	926	1,321	956	1,346	987	1,370	1,017	1,394
35.735	1,321	1,532	1,346	1,560	1,370	1,589	1,394	1,617
38.798	1,532	2,661	1,560	2,685	1,589	2,708	1,617	2,732
41.861	2,661	3,548	2,685	3,580	2,708	3,611	2,732	3,643
45.945	3,548千円以上		3,580千円以上		3,611千円以上		3,643千円以上	

（注）この表において「扶養親族等」とは、源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族をいいます。詳しくは19ページ２「税額表の使い方」をご覧ください。

また、「賞与の金額に乗ずべき率」の賞与の金額とは、賞与の金額から控除される社会保険料等の金額がある場合には、その社会保険料等控除後の金額をいいます。

（備考）賞与の金額に乗ずべき率の求め方は、次のとおりです。

1　「給与所得者の扶養控除等申告書」（以下この表において「扶養控除等申告書」といいます。）の提出があった人（４に該当する場合を除きます。）

⑴　まず、その人の前月中の給与等（賞与を除きます。以下この表において同じです。）の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額（以下この表において「前月中の社会保険料等の金額」といいます。）を控除した金額を求めます。

⑵　次に、扶養控除等申告書により申告された扶養親族等（扶養親族等が国外居住親族である場合には、親族に該当する旨を証する書類が扶養控除等申告書等に添付され、又は当該書類が扶養控除等申告書の提出の際に提示された扶養親族等に限ります。）の数と⑴により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求めます。

⑶　⑵により求めた行と「賞与の金額に乗ずべき率」欄との交わるところに記載されている率を求めます。これが求める率です。

2　１の場合において、扶養控除等申告書にその人が障害者（特別障害者を含みます。）、寡婦（特別の寡婦を含みます。）、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに１人を加算した数を、扶養控除等申告書にその人の同一生計配偶者又は扶養親族のうちに障害者（特別障害者を含みます。）又は同居特別障害者（障害者（特別障害者を含みます。）又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、親族に該当する旨を証する書類が扶養控除等申告書に添付され、又は当該書類が扶養控除等申告書の提出の際に提示された障害者（特別障害者を含みます。）又は同居特別障害者に限ります。）に該当する人がいる旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに１人を加算した数を、それぞれ扶養親族等の数とします。

等の数								乙	
4人		5人		6人		7人以上			
除後の給与等の金額								前月の社会保険料等控除後の給与等の金額	
以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
210千円未満		243千円未満		275千円未満		308千円未満			
210	300	243	300	275	333	308	372		
300	378	300	406	333	431	372	456		
378	424	406	450	431	476	456	502		
424	444	450	472	476	499	502	527		
444	470	472	496	499	525	527	553	239千円未満	
470	504	496	531	525	559	553	588		
504	543	531	574	559	602	588	627		
543	591	574	618	602	645	627	671		
591	708	618	723	645	739	671	754		
708	783	723	804	739	825	754	848	239	296
783	818	804	841	825	865	848	890		
818	859	841	885	865	911	890	937		
859	906	885	934	911	961	937	988		
906	970	934	998	961	1,026	988	1,054		
970	1,048	998	1,078	1,026	1,108	1,054	1,139	296	528
1,048	1,419	1,078	1,443	1,108	1,468	1,139	1,492		
1,419	1,645	1,443	1,674	1,468	1,702	1,492	1,730		
1,645	2,756	1,674	2,780	1,702	2,803	1,730	2,827	528	1,135
2,756	3,675	2,780	3,706	2,803	3,738	2,827	3,770		
3,675千円以上		3,706千円以上		3,738千円以上		3,770千円以上		1,135千円以上	

3　扶養控除等申告書の提出がない人（「従たる給与についての扶養控除等申告書」の提出があった人を含み、4に該当する場合を除きます。）

⑴　その人の前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料等の金額を控除した金額を求めます。

⑵　⑴により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求めます。

⑶　⑵により求めた行と「賞与の金額に乗ずべき率」欄との交わるところに記載されている率を求めます。これが求める率です。

4　前月中の給与等の金額がない場合や前月中の給与等の金額が前月中の社会保険料等の金額以下である場合又はその賞与の金額（その金額から控除される社会保険料等の金額がある場合には、その控除後の金額）が前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料等の金額を控除した金額の10倍に相当する金額を超える場合には、この表によらず、平成24年３月31日財務省告示第115号（平成29年３月31日財務省告示第95号改正）第３項第１号イ⑵若しくはロ⑵又は第２号の規定により、月額表を使って税額を計算します。

5　１から４までの場合において、その人の受ける給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められているときは、その賞与の支払の直前に支払を受けた若しくは支払を受けるべき給与等の金額又はその給与等の金額から控除される社会保険料等の金額をその倍数で除して計算した金額を、それぞれ前月中の給与等の金額又はその金額から控除される社会保険料等の金額とみなします。

源泉徴収のための退職所得控除額の表（平成30年分）
（所得税法別表第六）

勤続年数	退職所得控除額		勤続年数	退職所得控除額	
	一般退職の場合	障害退職の場合		一般退職の場合	障害退職の場合
	千円	千円		千円	千円
2年以下	800	1,800	24年	10,800	11,800
			25年	11,500	12,500
			26年	12,200	13,200
3年	1,200	2,200	27年	12,900	13,900
4年	1,600	2,600	28年	13,600	14,600
5年	2,000	3,000	29年	14,300	15,300
6年	2,400	3,400	30年	15,000	16,000
7年	2,800	3,800	31年	15,700	16,700
8年	3,200	4,200	32年	16,400	17,400
9年	3,600	4,600	33年	17,100	18,100
10年	4,000	5,000	34年	17,800	18,800
11年	4,400	5,400	35年	18,500	19,500
12年	4,800	5,800	36年	19,200	20,200
13年	5,200	6,200	37年	19,900	20,900
14年	5,600	6,600	38年	20,600	21,600
15年	6,000	7,000	39年	21,300	22,300
16年	6,400	7,400	40年	22,000	23,000
17年	6,800	7,800			
18年	7,200	8,200	41年以上	22,000千円に、勤続年数が40年を超える1年ごとに700千円を加算した金額	23,000千円に、勤続年数が40年を超える1年ごとに700千円を加算した金額
19年	7,600	8,600			
20年	8,000	9,000			
21年	8,700	9,700			
22年	9,400	10,400			
23年	10,100	11,100			

（注）この表における用語の意味は、次のとおりです。

1 「勤続年数」とは、退職手当等の支払を受ける人が、退職手当等の支払者の下においてその退職手当等の支払の基因となった退職の日まで引き続き勤務した期間により計算した一定の年数をいいます（所得税法施行令第69条）。

2 「障害退職の場合」とは、障害者になったことに直接基因して退職したと認められる一定の場合をいいます（所得税法第30条第5項第3号）。

3 「一般退職の場合」とは、障害退職の場合以外の退職の場合をいいます。

（備考）

1 退職所得控除額は、2に該当する場合を除き、退職手当等に係る勤続年数に応じ「勤続年数」欄の該当する行に当てはめて求めます。この場合、一般退職のときはその行の「退職所得控除額」の「一般退職の場合」欄に記載されている金額が、また、障害退職のときはその行の「退職所得控除額」の「障害退職の場合」欄に記載されている金額が、それぞれその退職手当等に係る退職所得控除額です。

2 所得税法第30条第5項第1号（退職所得控除額の計算の特例）に掲げる場合に該当するときは、同項の規定に準じて計算した金額が、その退職手当等に係る退職所得控除額です。

課税退職所得金額の算式の表（平成30年分）

退職手当等の区分	課税退職所得金額
一般退職手当等の場合	$\left(\text{一般退職手当等の収入金額} - \text{退職所得控除額}\right) \times \frac{1}{2}$
特定役員退職手当等の場合	特定役員退職手当等の収入金額 − 退職所得控除額
一般退職手当等と特定役員退職手当等の両方がある場合	$\left(\text{特定役員退職手当等の収入金額} - \text{特定役員退職所得控除額}\right) + \left(\text{一般退職手当等の収入金額} - \left(\text{退職所得控除額} - \text{特定役員退職所得控除額}\right)\right) \times \frac{1}{2}$

（注）1 求めた課税退職所得金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

2 特定役員退職手当等とは、役員等勤続年数が5年以下である人が、その役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものをいい、一般退職手当等とは、特定役員退職手当等以外の退職手当等をいいます。

3 特定役員退職所得控除額の算式は次のとおりです。

特定役員退職所得控除額 ＝ 40万円 ×（特定役員等勤続年数－重複勤続年数） ＋ 20万円 × 重複勤続年数

退職所得の源泉徴収税額の速算表（平成30年分）

課税退職所得金額(A)		所得税率(B)	控除額(C)	税額＝((A)×(B)－(C))×102.1％
	1,950,000円以下	5％	―	((A)× 5％)×102.1％
1,950,000円超	3,300,000円 〃	10％	97,500円	((A)×10％－ 97,500円)×102.1％
3,300,000円 〃	6,950,000円 〃	20％	427,500円	((A)×20％－ 427,500円)×102.1％
6,950,000円 〃	9,000,000円 〃	23％	636,000円	((A)×23％－ 636,000円)×102.1％
9,000,000円 〃	18,000,000円 〃	33％	1,536,000円	((A)×33％－1,536,000円)×102.1％
18,000,000円 〃	40,000,000円 〃	40％	2,796,000円	((A)×40％－2,796,000円)×102.1％
40,000,000円 〃		45％	4,796,000円	((A)×45％－4,796,000円)×102.1％

（注）求めた税額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

月額表の甲欄を適用する給与等に対する源泉徴収税額の電算機計算の特例

給与所得に対する源泉所得税及び復興特別所得税の額は、「給与所得の源泉徴収税額表」によって求めることができますが、その給与等の支払額に関する計算を電子計算機などの事務機械によって処理しているときは、月額表の甲欄を適用する給与等については、下記の別表（別表第一～別表第三）を用いて源泉所得税及び復興特別所得税の額を求めることができる特例が設けられています。

〔源泉徴収税額の計算方法〕

その月の社会保険料等を控除した後の給与等の金額(A)から、別表第一により算出した給与所得控除の額並びに別表第二に掲げる配偶者（特別）控除の額、扶養控除の額及び基礎控除の額の合計額を控除した残額（課税給与所得金額(B)）を、別表第三に当てはめて源泉徴収すべき税額を求めます。

〔電子計算機等を使用して源泉徴収税額を計算する方法（平成24年3月31日財務省告示第116号（平成29年３月31日財務省告示第96号改正））（平成30年分）〕

別表第一

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額(A)		給与所得控除の額
以上	以下	
円	円	
―――	135,416	54,167円
135,417	149,999	(A)×40 ％
150,000	299,999	(A)×30 ％＋ 15,000円
300,000	549,999	(A)×20 ％＋ 45,000円
550,000	833,333	(A)×10 ％＋100,000円
833,334 円 以上		183,334円

（注）給与所得控除の額に１円未満の端数があるときは、これを切り上げた額をもってその求める給与所得控除の額とします。

別表第二

配偶者（特別）控除の額	31,667円
扶養控除の額	31,667円×控除対象扶養親族の数
基礎控除の額	31,667円

別表第三

その月の課税給与所得金額(B)		税額の算式
以上	以下	
円	円	
―――	162,500	(B)× 5.105 ％
162,501	275,000	(B)×10.210 ％－ 8,296円
275,001	579,166	(B)×20.420 ％－ 36,374円
579,167	750,000	(B)×23.483 ％－ 54,113円
750,001	1,500,000	(B)×33.693 ％－130,688円
1,500,001	3,333,333	(B)×40.840 ％－237,893円
3,333,334 円 以上		(B)×45.945 ％－408,061円

（注）税額に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入した額をもってその求める税額とします。

○ 給与所得の源泉徴収税額の求め方

1　税額表の使用区分

居住者に支払う毎月（日）の給料や賞与などから源泉徴収をする所得税及び復興特別所得税の額は、「給与所得の源泉徴収税額表（月額表及び日額表）」又は「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」（以下これらを「税額表」といいます。）を使用して求めることができますが、この税額表は、給与等の別、「給与所得者の扶養控除等申告書」の提出の有無及び給与等の支給方法に応じ、次のように使用します。

税　額　表	適　用　す　る　給　与	適　用　す　る　欄
月　額　表 （1ページ）	(1)　月ごとに支払うもの (2)　半月ごと、10日ごとに支払うもの (3)　月の整数倍の期間ごとに支払うもの	甲　欄……「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人に支払う給与 乙　欄……その他の人に支払う給与
日　額　表 （8ページ）	(1)　毎日支払うもの (2)　週ごとに支払うもの (3)　日割で支払うもの } 日雇賃金を除きます。	甲　欄……「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人に支払う給与 乙　欄……その他の人に支払う給与
	日 雇 賃 金	丙　欄
賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表 （15ページ）	賞 与 ただし、前月中に普通給与の支払がない場合又は賞与の額が前月中の普通給与の額の10倍を超える場合には、月額表を使います。	甲　欄……「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人に支払う賞与 乙　欄……その他の人に支払う賞与

（注）日雇賃金とは、日々雇い入れられる人が、労働した日又は時間によって算定され、かつ、労働した日ごとに支払を受ける（その労働した日以外の日において支払われるものも含みます。）給与等をいいます。ただし、一の支払者から継続して２か月を超えて給与等が支払われた場合には、その２か月を超える部分の期間につき支払われるものは、ここでいう日雇賃金には含まれません。

2　税額表の使い方

毎月（日）の給料や賞与などの支給の際における税額表の使用に当たっては、次の点に注意してください。

①　税額表に当てはめる給与等の金額は、その月（日）分の給与等の金額から厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料などの社会保険料等を控除した後の金額によります。

②　税額表の甲欄は、給与等の支払を受ける人の扶養親族等（扶養親族等が国外居住親族(注1)である場合には、親族に該当する旨を証する書類が扶養控除等申告書に添付され、又は当該書類が扶養控除等申告書の提出の際に提示された扶養親族等に限ります。）の数に応じて使用するようになっています。

この「扶養親族等の数」とは、源泉控除対象配偶者(注2)と控除対象扶養親族（老人扶養親族又は特定扶養親族を含みます。）(注3)との合計数をいいます。また、給与等の支払を受ける人が、障害者（特別障害者を含みます。）、寡婦（特別の寡婦を含みます。）、寡夫又は勤労学生に該当する場合には、その該当する数を加え、その人の同一生計配偶者(注4)や扶養親族（年齢16歳未満の人を含みます。）のうちに障害者（特別障害者を含みます。）又は同居特別障害者（障害者（特別障害者を含みます。）又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、親族に該当する旨を証する書類が扶養控除等申告書に添付され、又は当該書類が扶養控除等申告書の提出の際に提示された障害者（特別障害者を含みます。）又は同居特別障害者に限ります。）に該当する人がいる場合には、これらの一に該当するごとに扶養親族等の数に１人を加算した数を扶養親族等の数とします。

（注）1　「国外居住親族」とは、非居住者である親族をいいます。
2　「源泉控除対象配偶者」とは、給与等の支払を受ける人（合計所得金額が900万円以下である人に限ります。）と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、平成30年中の所得の見積額が85万円以下の人をいいます。
3　「控除対象扶養親族」とは、扶養親族のうち、年齢16歳以上の人（平成30年分の所得税については、平成15年１月１日以前に生まれた人）をいいます。
「扶養親族」とは、給与等の支払を受ける人と生計を一にする親族等（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、平成30年中の所得の見積額が38万円以下の人をいいます。
※　ここにいう「親族等」には、児童福祉法の規定により養育を委託されたいわゆる里子や、老人福祉法の規定により養護を委託されたいわゆる養護老人も含まれます。
4　「同一生計配偶者」とは、給与等の支払を受ける人と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、平成30年中の所得の見積額が38万円以下の人をいいます。
5　「障害者」、「寡婦」及び「勤労学生」等の範囲については、税務署備付けの説明書「源泉徴収のしかた」でご確認ください（「源泉徴収のしかた」は、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】にも掲載されています。）。

〔扶養親族等の数の算定方法〕

税額表の甲欄を適用する場合の扶養親族等の数の算定方法を図示すると、おおむね下図《１　配偶者に係る扶養親族等の数の算定方法（具体例）》及び《２　配偶者以外の扶養親族等の数の算定方法（具体例）》のようになります。

なお、税額表の甲欄を適用する場合の扶養親族等の数は、下図１を参考に求めた配偶者に係る扶養親族等の数と、下図２を参考に求めた配偶者以外の扶養親族等の数とを合計した数となります。

《１　配偶者に係る扶養親族等の数の算定方法（具体例）》

（凡例）　□ 所得者　配 配偶者（※の金額は配偶者の合計所得金額（見積額）を示します。）　障 （特別）障害者

【下図中の点線囲みの図形は扶養親族等の数に含まれません。】

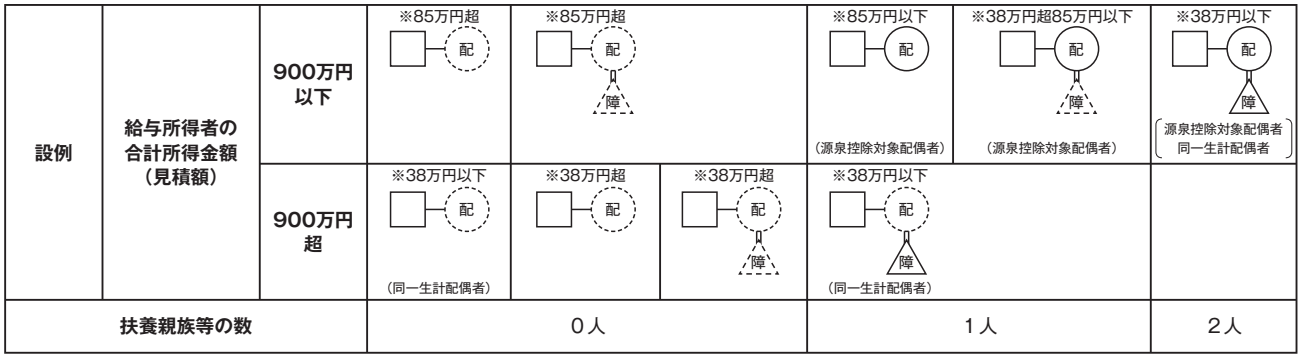

《２　配偶者以外の扶養親族等の数の算定方法（具体例）》

（凡例）　□ 所得者　扶 控除対象扶養親族（扶養親族のうち年齢16歳以上の人）

扶 扶養親族のうち年齢16歳未満の人（注）扶養親族等の数には加算しません。

寡 寡婦（特別の寡婦を含みます。）又は寡夫　学 勤労学生　障 （特別）障害者　同障 同居特別障害者

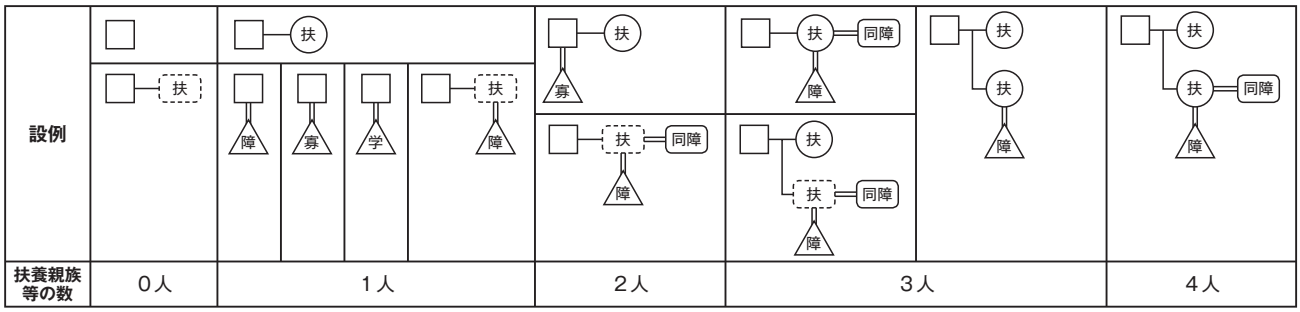

なお、給与等の支払者が電子計算機などの事務機械によって給与等の計算を行っている場合には、月額表の甲欄を適用する給与等については、財務大臣が告示する方法（18ページ「月額表の甲欄を適用する給与等に対する源泉徴収税額の電算機計算の特例」参照）によりその給与等に対する源泉徴収税額を求めることができます。

⑴　月額表甲欄の使用例（給与所得者の扶養控除等申告書の提出がある場合）

（設例）

イ　給与等の支給額（月額）	374,000円
ロ　給与等から控除する社会保険料等	57,856円
ハ　扶養親族等の数	2人
（源泉控除対象配偶者あり、控除対象扶養親族１人）	

〔税額の計算〕

①　社会保険料等控除後の給与等の金額を求めると、316,144円（374,000円－57,856円）となります。

②　月額表の「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄で、316,144円が含まれる「314,000円以上317,000円未満」の行を求め、その行と「甲」欄の「扶養親族等の数２人」の欄との交わるところに記載されている金額5,740円を求めます。これがその給与等から源泉徴収をする税額です。

（三）　（月　額　表）

「扶養親族等の数２人」の欄

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲					
		扶養親族等					
		0人	1人	2人	3人	4人	5
以上	未満	税					
円	円	円	円	円	円	円	
290,000	293,000	8,040	6,420	4,800	3,190	1,570	
293,000	296,000	8,140	6,520	4,910	3,290	1,670	
296,000	299,000	8,250	6,640	5,010	3,400	1,790	
299,000	302,000	8,420	6,740	5,130	3,510	1,890	
302,000	305,000	8,670	6,860	5,250	3,630	2,010	
305,000	308,000	8,910	6,980	5,370	3,760	2,130	
308,000	311,000	9,160	7,110	5,490	3,880	2,260	
311,000	314,000	9,400	7,230	5,620	4,000	2,380	
314,000	317,000	9,650	7,350	5,740	4,120	2,500	
317,000	320,000	9,890	7,470	5,860	4,250	2,620	

316,144円が含まれる行

求める税額

（注）　税額表の「以上」の欄はその欄に記入されている金額を含み、「未満」の欄はその金額を含まないことにご注意ください。

⑵　月額表乙欄の使用例（給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない場合）

（設例）

イ　給与等の支給額（月額）	80,750円
ロ　給与等から控除する社会保険料等	なし

〔税額の計算〕

①　給与等から控除する社会保険料等がありませんので、支給額80,750円がそのまま社会保険料等控除後の給与等の金額になります。

②　月額表の「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄で、80,750円が含まれる「88,000円未満」の行を求め、その行の「乙」欄を見ますと「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額の3.063％に相当する金額」となっています。したがって、2,473円（80,750円×3.063％、１円未満の端数は切り捨てます。）がその給与等から源泉徴収をする税額です。

⑶　日額表の使用

日額表を使用して税額を求める場合も、月額表の場合と同じ要領で行います。

⑷　賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表の使用例（給与所得者の扶養控除等申告書の提出がある場合）

（設例）

イ	賞与の支給額	554,000円
ロ	賞与から控除する社会保険料等	84,374円
ハ	前月中の普通給与（社会保険料等控除後）の金額	196,616円
ニ	扶養親族等の数 （源泉控除対象配偶者あり、控除対象扶養親族１人）	2人

〔税額の計算〕

① 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表の「甲」欄の「扶養親族等の数２人」の欄を見て、前月の社会保険料等控除後の給与等の金額196,616円が含まれている「133千円以上269千円未満」の行を求め、その行と「賞与の金額に乗ずべき率」欄との交わるところに記載されている率2.042％を求めます。これがその賞与の金額に乗ずる率になります。

② 賞与の金額554,000円から社会保険料84,374円を控除した残額469,626円に2.042％を乗じた金額9,589円（469,626円×2.042％、１円未満の端数は切り捨てます。）が、その賞与から源泉徴収をする税額です。

（賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表）

「扶養親族等の数2人」の欄

賞与の金額に乗ずべき率	扶養親族						
	0人		1人		2人		
	前月の社会保険						
	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以
%	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
0.000	68 千円未満		94 千円未満		133 千円未満		
2.042	68	79	94	243	133	269	
4.084	79	252	243	282	269	312	
6.126	252	300	282	338	312	369	
8.168	300	334	338	365	369	393	

賞与の金額に乗ずべき率

前月の社会保険料等控除後の給与等の金額196,616円が含まれる行

○ 退職所得の源泉徴収税額の求め方

居住者に支払う退職手当等から源泉徴収する所得税及び復興特別所得税の額は、①退職手当等の支払を受ける人（退職者）から、「退職所得の受給に関する申告書」の提出を受け、この申告書に記載されている勤続年数などに基づき「源泉徴収のための退職所得控除額の表」を使用して退職所得控除額を求め、②退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額の２分の１に相当する金額（1,000円未満の端数切捨て）（課税退職所得金額）を課税標準として、「退職所得の源泉徴収税額の速算表」を使用して求めます。

なお、退職手当等が特定役員退職手当等に該当する場合の課税退職所得金額は、特定役員退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額に相当する金額（1,000円未満の端数切捨て）となります。

また、「退職所得の受給に関する申告書」が提出されていない場合には、支払う退職手当等の金額に20.42％を乗じた税額を源泉徴収することになります。

（注）１　「源泉徴収のための退職所得控除額の表」は17ページに、「退職所得の源泉徴収税額の速算表」は18ページにそれぞれ掲載しています。
２　一般退職手当等と特定役員退職手当等の両方がある場合の課税退職所得金額については、17ページの「課税退職所得金額の算式の表」を参照してください。

退職所得の源泉徴収税額の速算表等の使用例（退職所得の受給に関する申告書の提出がある場合）

（設例１）

イ	勤続期間	昭和63年10月１日就職～平成30年３月31日退職
ロ	退職手当等の金額	1,700万円
ハ	退職の理由	定年退職

〔税額の計算〕

① 勤続年数は29年６か月ですが、勤続年数に１年未満の端数がある場合には、その端数を切り上げて１年とすることとされていますので、勤続年数は30年となります。

② 「源泉徴収のための退職所得控除額の表」によって、「勤続年数」が「30年」で「一般退職の場合」の退職所得控除額を求めると1,500万円となります。

③ 退職手当等の金額1,700万円から退職所得控除額1,500万円を控除し、控除後の残額200万円を２分の１して課税退職所得金額100万円を求めます。

$$(1{,}700\text{万円} - 1{,}500\text{万円}) \times \frac{1}{2} = 100\text{万円}$$

（源泉徴収のための退職所得控除額の表）

勤続年数	退職所得控除額	
	一般退職の場合	障害退職の場合
	千円	千円
24　年	10,800	11,800
25　年	11,500	12,500
26　年	12,200	13,200
27　年	12,900	13,900
28　年	13,600	14,600
29　年	14,300	15,300
30　年	15,000	16,000
31　年	15,700	16,700

④　「退職所得の源泉徴収税額の速算表」の「税額」欄に算式が示されていますので、この算式に従って算出した51,050円が、その退職手当等から源泉徴収する税額です。

（100万円 × 5 %） × 102.1% ＝ 51,050円

（退職所得の源泉徴収税額の速算表）

課税退職所得金額(A)		所得税率(B)	控除額(C)	税額＝((A)×(B)－(C))×102.1%
	1,950,000円以下	5 %	—	((A)× 5 %　　)×102.1%
1,950,000円超	3,300,000円　〃	10%	97,500円	((A)×10%－　97,500円)×102.1%
3,300,000円〃	6,950,000円　〃	20%	427,500円	((A)×20%－　427,500円)×102.1%
6,950,000円〃	9,000,000円　〃	23%	636,000円	((A)×23%－　636,000円)×102.1%

（設例２）

イ　役員勤続期間　　平成26年６月24日役員就任～平成30年６月26日役員退任
ロ　退職手当等の金額　　800万円
ハ　退職の理由　　一般退職

〔税額の計算〕

①　役員等勤続年数は４年３日ですが、勤続年数に１年未満の端数がある場合には、その端数を切り上げて１年とすることとされていますので、勤続年数は５年となります。役員等勤続年数が５年以下である人が、その役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものは特定役員退職手当等に該当しますので、この設例の退職手当等800万円は特定役員退職手当等になります。

②「源泉徴収のための退職所得控除額の表」によって、「勤続年数」が「５年」で「一般退職の場合」の退職所得控除額を求めると200万円になります。

③　特定役員退職手当等の収入金額800万円から退職所得控除額200万円を控除した残額600万円が課税退職所得金額になります。

※　退職手当等が特定役員退職手当等に該当する場合には、退職所得控除額を控除した残額を２分の１しません。

④　「退職所得の源泉徴収税額の速算表」の「税額」欄に算式が示されていますので、この算式に従って算出した788,722円が、その退職手当等から源泉徴収する税額です。

(6,000,000円 × 20%－427,500円)× 102.1% ＝ 788,722.5円 ⇒ 788,722円（１円未満の端数切捨て）

納付書の記載のしかた
（給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書）

○　この納付書は、居住者に対して支払う給与、退職手当、税理士・弁護士・司法書士などの報酬について源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税を納付するときに使用してください。
○　納期の特例の適用を受けている場合と受けていない場合とでは様式が異なっていますので注意してください。
○　「年度」（会計年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に納付する場合には、「30」）を記載します。）、「税務署名」（「税務署番号」欄の記載は不要です。）、「整理番号」、「納期等の区分」及び「合計額」の各欄の記載漏れのないよう注意してください。
○　納税の告知により納付する税金については、この用紙を使用しないでください。

≪ 給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（一般分）≫

支払年月日
実際の支払年月日を記載してください。年月は「納期等の区分」欄と一致します。

税務署名
所轄の税務署名を記載してください。

人員
各区分ごとに各月の実人員（日雇労務者の賃金は延べ人員）を記載してください。

整理番号
整理番号を間違えないように記載してください。

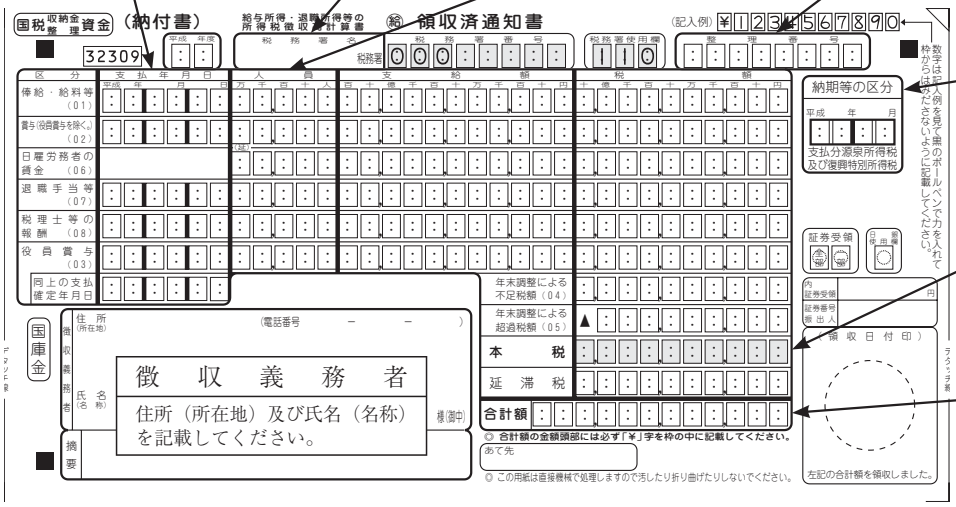

納期等の区分
給与、退職手当等を支払った年月を記載してください。

本税
「税額」項の計を計算して記載します。

合計額
金額を書き誤ったときは新しい納付書に書き直してください。

徴収義務者
住所（所在地）及び氏名（名称）を記載してください。

≪ 給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（納期特例分）≫

支払年月日
「納期等の区分」欄に記載した期間内の最初の支払年月日と最後の支払年月日です。（１回だけの支払は左側の年月日のみ記載）

税務署名
所轄の税務署名を記載してください。

人員
各区分ごとに各月の実人員（日雇労務者の賃金は延べ人員）の支給月分の合計を記載してください。

整理番号
整理番号を間違えないように記載してください。

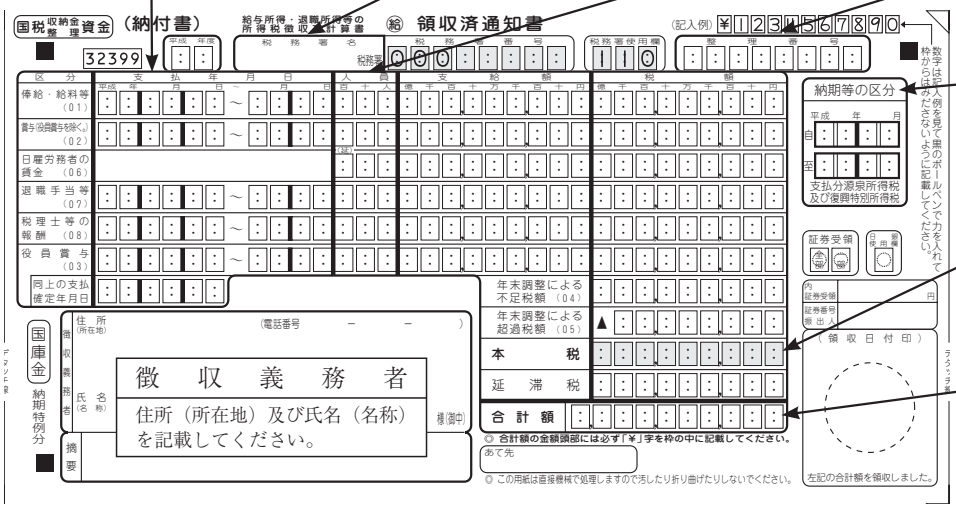

納期等の区分
「納期の特例」の期間の最初と最後の支払年月を記載してください。

本税
「税額」項の計を計算して記載します。

合計額
金額を書き誤ったときは新しい納付書に書き直してください。

徴収義務者
住所（所在地）及び氏名（名称）を記載してください。

※１　税金の納期限は、納期の特例の承認の有無に応じ、次のとおりですから、最寄りの金融機関又は所轄の税務署の窓口で忘れずに納付してください。

(1)　納期の特例の承認を受けていない場合
　　給料や報酬などを支払った月の翌月10日まで

(2)　納期の特例の承認を受けている場合
　　１月から６月支払分……７月10日まで
　　７月から12月支払分……翌年の１月20日まで

なお、この納期限までに納付がない場合には、延滞税や不納付加算税などを負担しなければならないことがあります。

※２　納付すべき税額が生じない場合であっても、所得税徴収高計算書（領収済通知書）は所轄の税務署に直接提出又は送付してください。

《所得税徴収高計算書の記載上の注意》

- **黒のボールペン**で力を入れて記載してください（所得税徴収高計算書は複写式になっています。）。
- **枠内に楷書**で丁寧な記載をお願いします（所得税徴収高計算書を機械処理する場合エラーとなります。）。

（注）合計額の金額頭部には、下記の＜例＞を参考に「￥」字を記載してください。

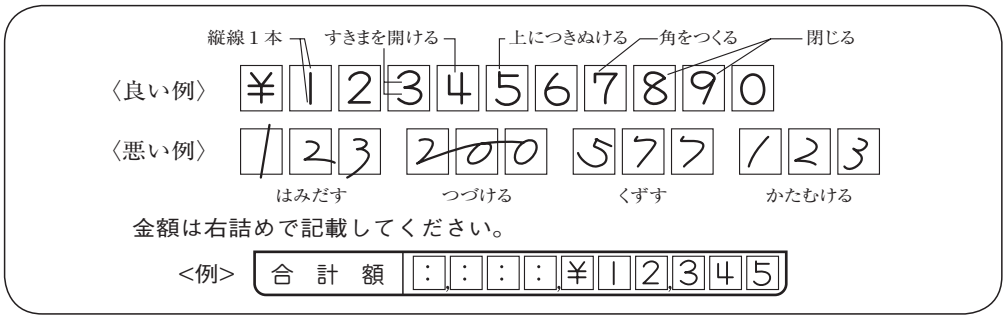

記　載　の　し　か　た

「納期等の区分」欄	給与、退職手当又は弁護士・税理士・司法書士等の報酬・料金を支払った年月を記載します。 なお、納期の特例の適用を受けている場合には、納期の特例の期間の最初と最後の支払年月を記載します。 (1)　納期の特例の承認を受けていない場合 〔例〕平成30年１月分の給料をその支給日である同年１月25日に支給した場合 ○「納期等の区分」欄　平成 3 年 0 月 0 1（支払分　源泉所得税及び復興特別所得税） (2)　納期の特例の承認を受けている場合 〔例〕平成30年１月分から６月分の給料を同年１月25日から６月25日に支給した場合 ○「納期等の区分」欄　平成 3 年 0 月 0 1 自 3 0 0 6 至（支払分　源泉所得税及び復興特別所得税） ただし、支払確定後１年を経過した日において未払となっている役員賞与について納付する場合には、その１年を経過した日の属する年月を記載します。 なお、俸給、給料等の支払年月と支払確定年月が異なる場合には、支払確定年月の異なるものごとに納付書を別に作成し、「摘要」欄に「支払確定年月」を記載してください。

「俸給、給料等」欄	俸給、給料、賃金、歳費などの通常の給与のほか、財産形成給付金等のうち給与等の金額とみなされるもの等について記載します。 （注）賞与又は日雇労務者の賃金については、それぞれの欄に記載します。
「支払年月日」項	その通常の給与について実際に支払った年月日を記載します。この場合、同じ月に給与が２回以上支払われているときは、最後の支払年月日を記載します。 なお、納期の特例の承認を受けている場合には、「納期等の区分」欄に記載した期間内に支払った最初と最後の支払年月日を、例えば、次のように記載します。 年 月 日 月 日 3 0 0 1 2 5 ～ 0 6 2 5
「人員」項	俸給、給料等を支給した実人員を記載します。 なお、納期の特例の承認を受けている場合には、実人員の合計数を記載します。
「支給額」項	支給した俸給、給料等の総額を記載します。
「税額」項	「支給額」欄に記載した俸給、給料等について源泉徴収した税額の合計額を記載します。
「摘要」欄	所得税法第９条第１項第３号に該当する増加恩給や遺族年金など又は第７号に該当する在外手当については所得税が課されないこととされていますが、これらについては、「摘要」欄にそれぞれ「(恩)」又は「(在)」と表示し、その人員及び支給額を記載してください。 また、財産形成給付金等のうち給与等の金額とみなされる金額を記載した場合には、「摘要」欄に「(財)」と表示し、その人員、支給額及び税額を記載してください。

「賞与（役員賞与を除く。）」欄	○　法人の場合……「役員に対して支払った賞与」以外の賞与（使用人兼務役員に対する使用人職務分の賞与を含みます。）について記載します。 ○　個人の場合……必要経費に算入した賞与について記載します。
「支払年月日」、「人員」、「支給額」及び「税額」の各項	その賞与について、「俸給、給料等」の各欄に準じて記載します。

「日雇労務者の賃金」欄	日々雇い入れられる者（日雇労務者など）に支払う賃金で日額表の丙欄を適用して源泉徴収を行っているものについて記載します。
「人員」項	日々雇い入れられる者（日雇労務者など）の延べ人員を記載します。
「支給額」及び「税額」の各項	日々雇い入れられる者（日雇労務者など）に支払った賃金の総額及びその源泉徴収税額の合計額を記載します。

「退職手当等」欄	退職手当や一時恩給（所得税法第31条の規定により退職手当等とみなされる一時金を含みます。）などについて記載します。
「支払年月日」、「人員」、「支給額」及び「税額」の各項	「俸給、給料等」の各欄に準じて記載します。
「摘要」欄	所得税法第201条第１項第２号の規定に該当するもの及び同条第３項の規定に該当するものについては、「摘要」欄にその旨並びに人員、支給額及び税額を記載してください。

「税理士等の報酬」欄	弁護士（外国法事務弁護士を含みます。）、税理士、公認会計士、会計士補、計理士、社会保険労務士、企業診断員、司法書士、弁理士、建築士、建築代理士、土地家屋調査士、不動産鑑定士、不動産鑑定士補、測量士、測量士補、技術士、技術士補、海事代理士、火災損害鑑定人又は自動車等損害鑑定人の業務に関して支払う報酬・料金について記載します。
「支払年月日」、「人員」、「支給額」及び「税額」の各項	「俸給、給料等」の各欄に準じて記載します。
「摘要」欄	司法書士、土地家屋調査士及び海事代理士の業務に関して支払う報酬・料金については、「摘要」欄に「(司)」と表示し、その人員、支給額及び税額を記載してください。

「役員賞与」欄	法人税法第２条第15号に規定する法人の役員に対して支払った賞与（使用人兼務役員に対する使用人職務分の賞与を除きます。）について記載します。
「支払年月日」項	「俸給、給料等」欄に準じて記載します。 なお、支払確定後１年を経過した日において未払となっている役員賞与についての所得税及び復興特別所得税を納付する場合には、「支払年月日」欄の記載を要しません。
「同上の支払確定年月日」欄	役員賞与について支払の確定した年月日を記載します。
「人員」、「支給額」及び「税額」の各項	「俸給、給料等」の各欄に準じて記載します。
「摘要」欄	支払確定後１年を経過した日において未払となっている役員賞与について納付する場合には、納付書を別に作成し、「摘要」欄に「１年経過賞与分」と記載してください。

「年末調整による不足税額」及び「年末調整による超過税額」の各欄	年末調整の結果生じた不足額を徴収した場合又は超過額を還付した場合に、それぞれの欄に記載します。
「税額」項	その月において、実際に徴収した不足額の合計額又は還付した超過額の合計額を、それぞれの該当欄に記載します。 （注）源泉所得税及び復興特別所得税の年末調整過納額還付請求書兼残存過納額明細書を税務署に提出して年末調整による超過額の還付を受ける場合には、その金額を含めることはできません。

○　正当額を超えて源泉所得税及び復興特別所得税を納付したため、その誤納額を「源泉所得税及び復興特別所得税の誤納額充当届出書」を提出して、その後に納付すべき税額に充当する場合には、次により記載してください。
　①　給与等の「税額」項には、源泉徴収をした税額からその充当額を差し引いた残額を記載します。
　②　「摘要」欄には、その充当額を「誤納充当金額○○円」と記載します。
○　租税条約によって課税の免除を受ける者（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第２章の所得税の非課税に関する規定の適用を受ける者を含みます。）についての所得税徴収高計算書は、別に作成して、その「摘要」欄に「租税条約適用分」と記載してください。
○　災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律に基づいて源泉徴収を猶予した税額がある場合には、「摘要」欄に「(災)」と表示し、その人員、支給額及び税額を記載してください。

e･Taxを利用して源泉所得税が納付できます!

インターネットにアクセスできるパソコンをお持ちの方は、次の手順で事前準備を行うことにより、国税電子申告・納税システム(e-Tax)を利用した電子納税やクレジットカード納付の利用ができます。

※クレジットカード納付では、納付税額に応じた決済手数料がかかります（決済手数料は、国の収入になるものではありません。）。

電子納税には、①**ダイレクト納付**を利用する方法、②インターネットバンキングやATMなどを利用して納付する方法があります。

ダイレクト納付では、事前に届出をした預貯金口座からの振替により、簡単な操作で即時又は指定した期日に納付することができます。

ご利用開始までの流れ （e-Taxソフト（WEB版）を利用する場合）

※ e-Taxソフト（WEB版）はWebブラウザ上で電子納税などを利用できます。なお、パソコンにe-Taxソフトをインストールして電子納税などを利用することも可能です。

1 e-Taxソフト(WEB版)の準備をします。

ご利用になる場合には、e-Taxホームページから、e-Taxソフト(WEB版)用の事前準備セットアップを行ってください。

2 e-Taxの開始届出を行います。

e-Taxをはじめてご利用になる場合は、e-Taxの開始届出書の提出(送信)が必要です。

e-Taxソフト(WEB版)を利用して開始届出書の提出(送信)を行うと、利用者識別番号を通知する画面が表示されます。

※1 e-Taxの開始届出の方法は、他にも、e-Taxホームページの「e-Taxの開始（変更等）届出書作成・提出コーナー」を利用する方法や所轄税務署に書面で提出する方法があります。

2 e-Taxソフト（WEB版）の操作方法については、e-Taxホームページ（e-Taxソフト（WEB版）ご利用ガイド）をご覧ください。

3 税務署又は金融機関等に対し電子納税や、クレジットカード納付のための手続を行います。

① **ダイレクト納付を利用する場合**

ダイレクト納付利用届出書を**所轄の税務署へ書面で提出**します(金融機関届出印の押印が必要となりますので、オンラインでは提出できません。)。

ダイレクト納付利用届出書を提出いただいてから利用可能となるまで、１か月程度かかります。

利用可能な金融機関につきましては、国税庁ホームページでご確認ください。

② **インターネットバンキングで納付を行う場合**

金融機関とインターネットバンキングなどの契約をします。電子納税を利用するためには、お取引先の金融機関で「税金・各種料金払込みサービス」(ペイジー)が提供されている必要がありますので、あらかじめ金融機関にご確認ください。

③ **クレジットカード納付を利用する場合**

利用可能なクレジットカードをご準備ください。利用可能なクレジットカードにつきましては、国税庁ホームページでご確認ください。

これで電子納税やクレジットカード納付の準備は完了です。具体的な納税のしかたについては次ページをご覧ください。

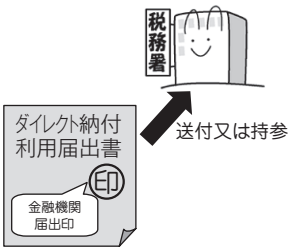

スマートフォンなどを利用して源泉所得税が納付できます。

スマートフォンやタブレット端末からも、e-Taxソフト（SP版）を利用することにより、源泉所得税の電子納税やクレジットカード納付ができます。

詳しくは、国税庁ホームページ（**www.nta.go.jp**）、e-Taxホームページ（**www.e-tax.nta.go.jp**）をご覧ください。

☆☆ 電子納税やクレジットカード納付のしかた（源泉所得税）☆☆

国税電子申告・納税システム（e-Tax）の利用のための事前準備（前ページをご覧ください。）の後、電子納税やクレジットカード納付が可能となります。

e-Taxソフト（WEB版）を利用した**源泉所得税及び復興特別所得税の納付のしかたは次のとおり**です。

1．徴収高計算書データの作成・送信

開始届出を送信し取得した「利用者識別番号」とe-Taxに登録した「暗証番号」を用いてe-Taxソフト（WEB版）にログインし、徴収高計算書データを作成・送信します。

※　納付すべき税額がない場合（納付税額0円）の徴収高計算書データについても送信することができます。

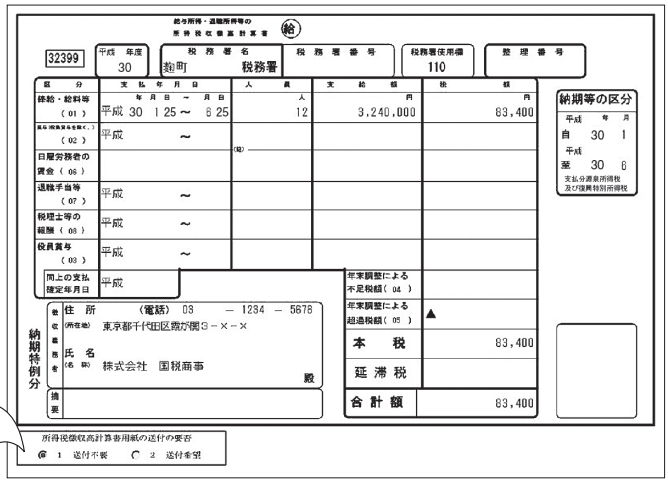

e-Taxを利用することにより所得税徴収高計算書（納付書）が不要となる方につきましては、「所得税徴収高計算書用紙の送付の要否」欄の「1　送付不要」を選択し、徴収高計算書データを送信してください。

次回の年末調整関係書類送付時より納付書の送付を省略いたします。

2．納付方法の選択

データを送信後表示される受信通知又はメッセージボックス一覧から納付区分番号通知を表示し、納付方法を選択します。

① **ダイレクト納付を利用する場合**

納付予定日に応じて、画面の「今すぐに納付される方」又は「納付日を指定される方」のボタンをクリックします。

② **インターネットバンキングで納付を行う場合**

画面の「インターネットバンキング」ボタンをクリックし、以後、画面の案内に従い、お取引先の金融機関のインターネットバンキングにログインします。

③ **クレジットカード納付を利用する場合**

画面の「クレジットカード納付」ボタンをクリックし「国税クレジットカードお支払サイト」へアクセスします。

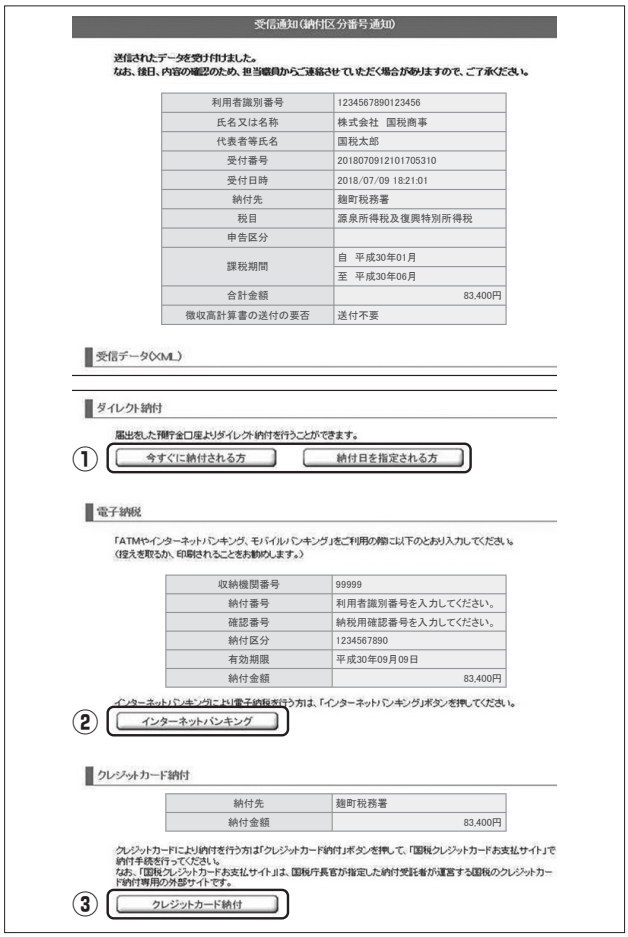

3．納付

① **ダイレクト納付を利用する場合**

納付日を指定して納付する場合は、納付日を指定した後、画面の「はい」をクリックすると、届出をした預貯金口座から指定した期日に振替が行われ、納付が完了します。

すぐに納付する場合は、納付日を指定する画面は表示されませんので、画面の「はい」をクリックすると、届出をした預貯金口座から振替が行われ、即時に納付が完了します。

② **インターネットバンキングで納付を行う場合**

インターネットバンキングにログインすると、払込情報が画面に表示されますので、内容を確認し納付手続きを行います。

③　クレジットカード納付を利用する場合

「国税クレジットカードお支払サイト」が表示されますので、注意事項及びｅ－Ｔａｘから引き継がれた内容（納付金額等）を確認し納付手続を行います。

※1　納付期限内に徴収高計算書データを送信した場合であっても、期限後に電子納税を行ったときは、延滞税や不納付加算税などを負担しなければならないことがありますのでご注意ください。

2　ダイレクト納付の場合、納付手続完了後、「ダイレクト納付完了通知」がメッセージボックスに格納されますので必ずご確認ください。また、納付日の指定を行った場合は、指定した日の前日までに預貯金口座の残高をご確認ください。

3　クレジットカード納付の場合、納付手続完了後「クレジットカード納付完了通知」がメッセージボックスに格納されますので必ずご確認ください。